

364
142



0043852000

1

0043852-000

特201-86

文検公民科一年通過受験法

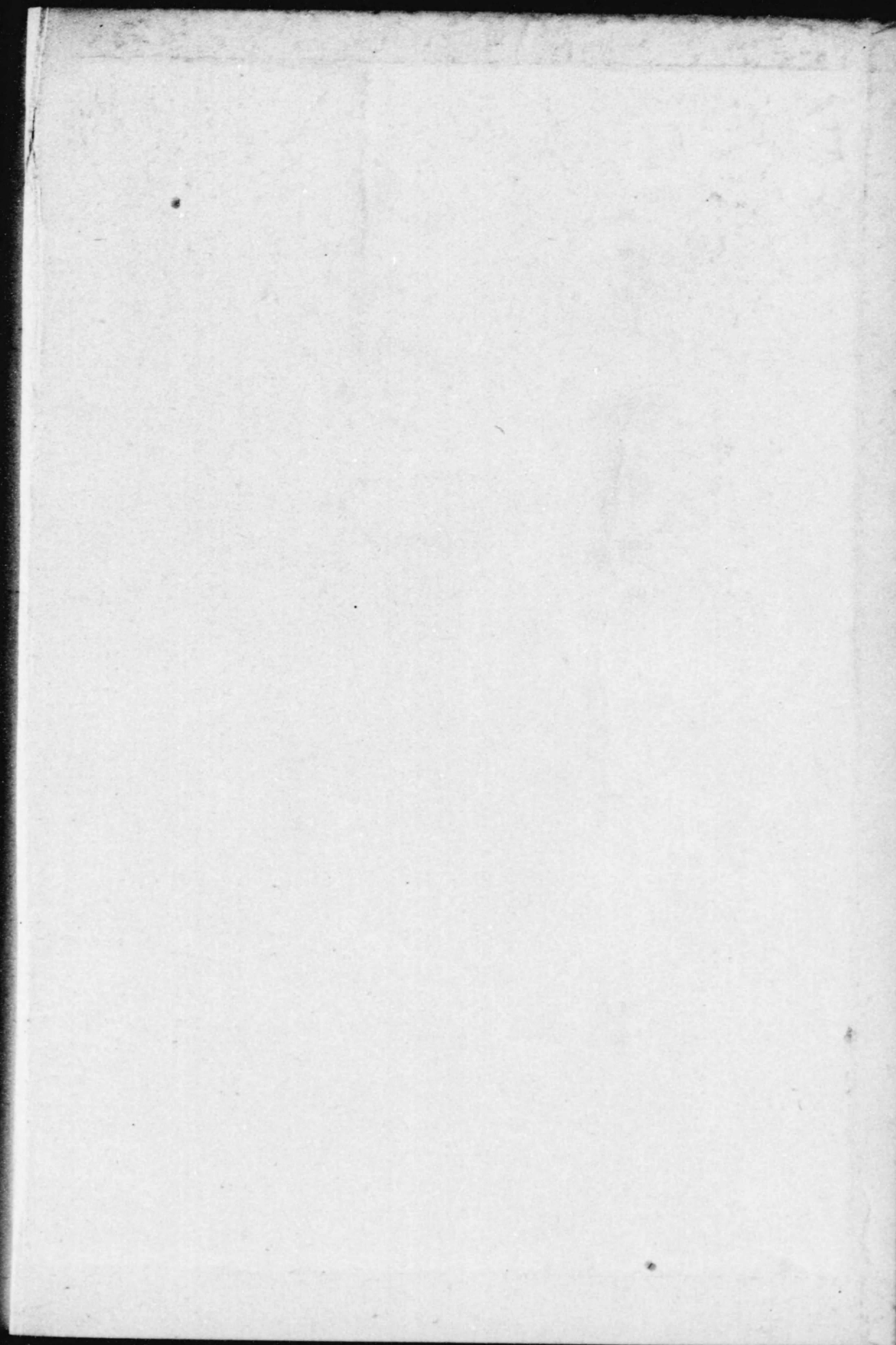
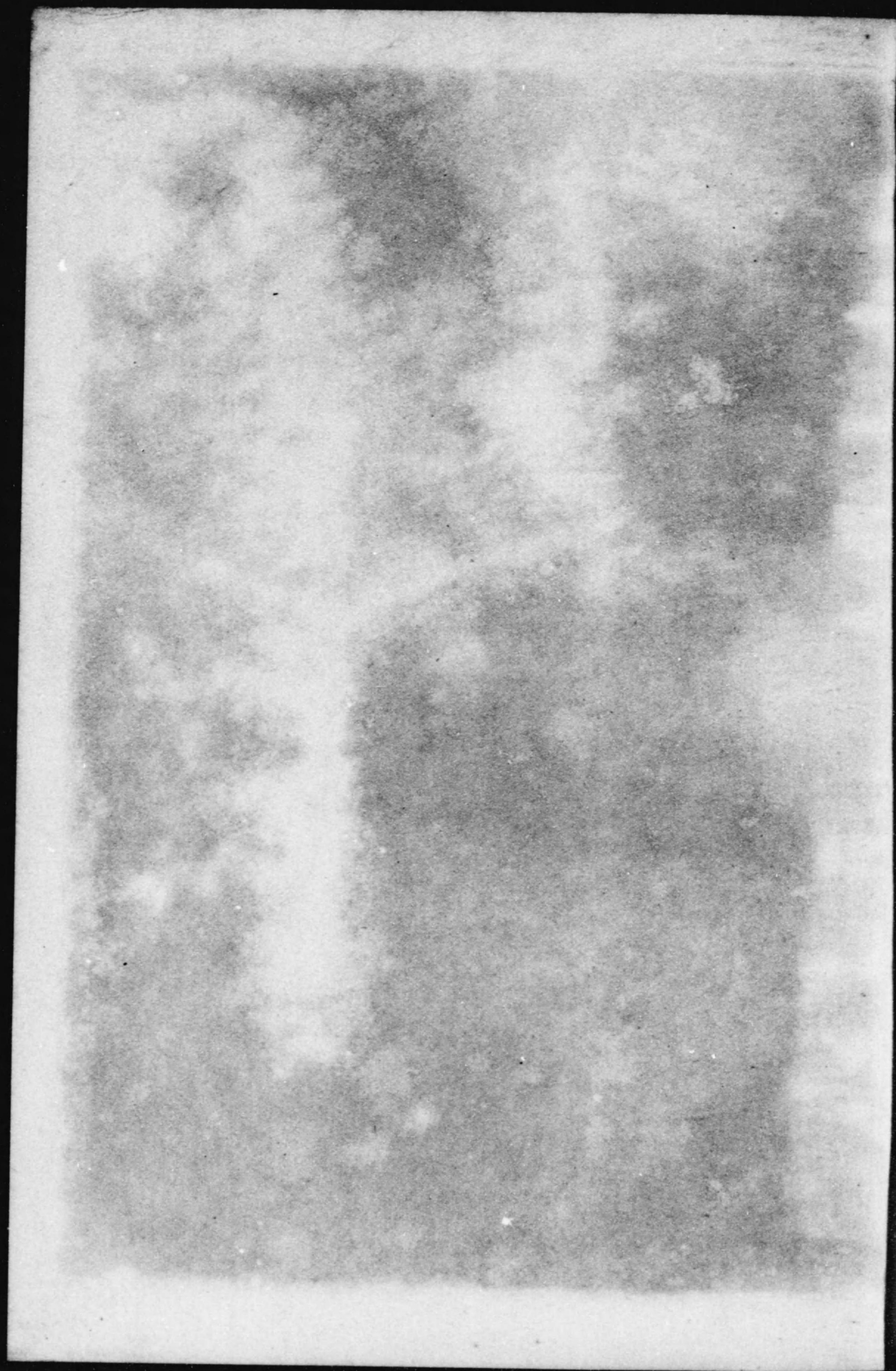
岡野直・著

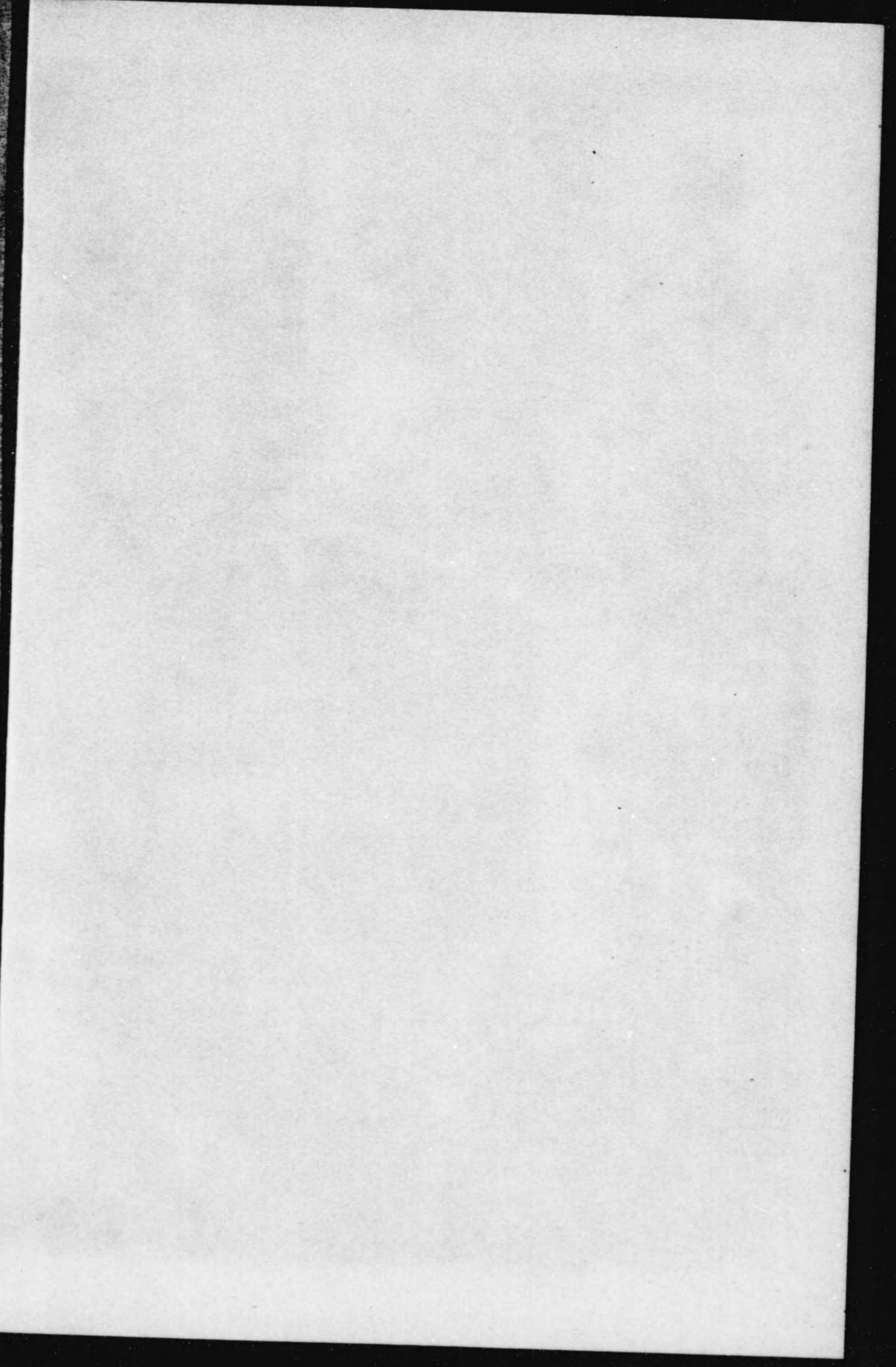
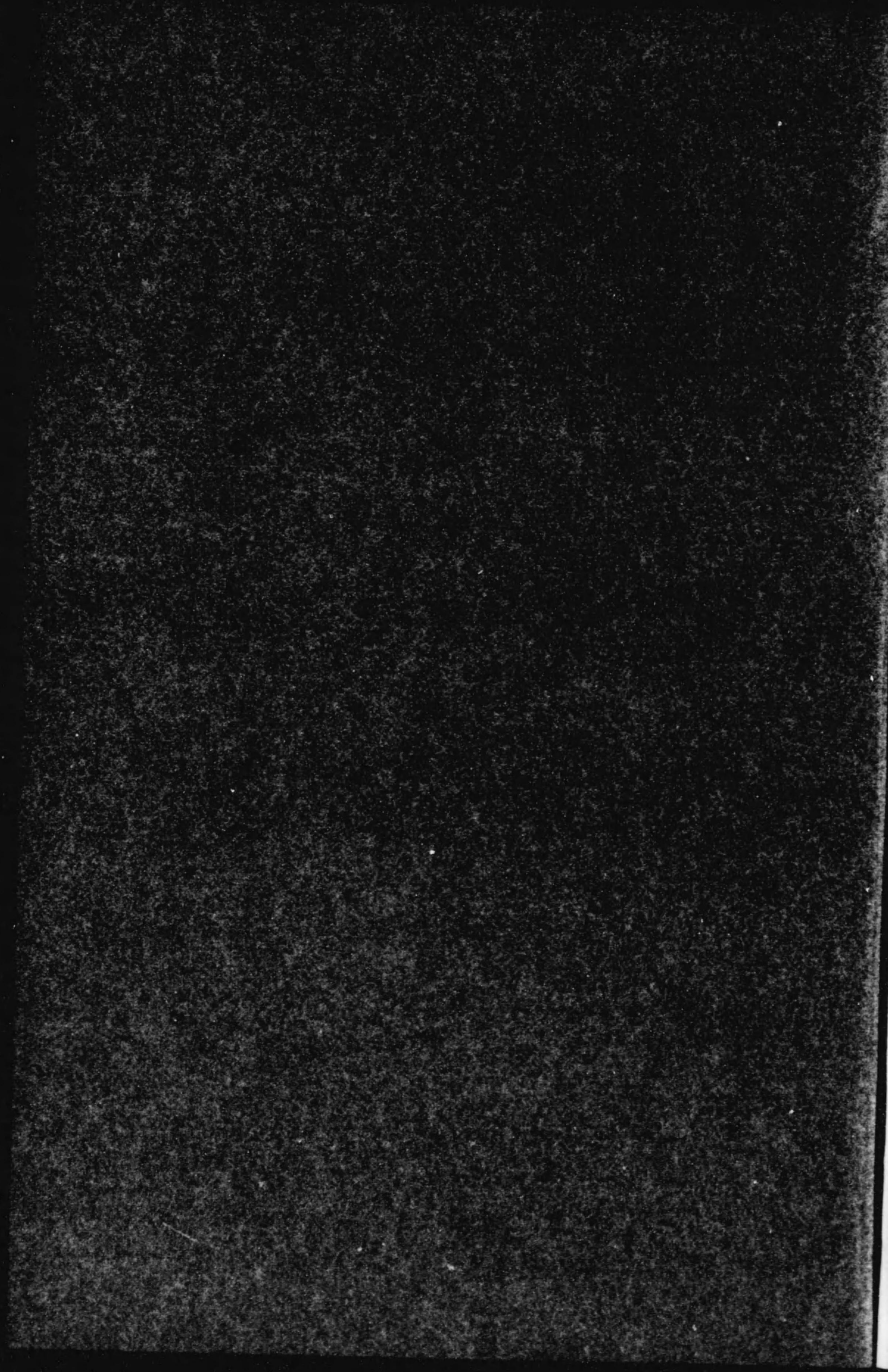
モナス

昭和10

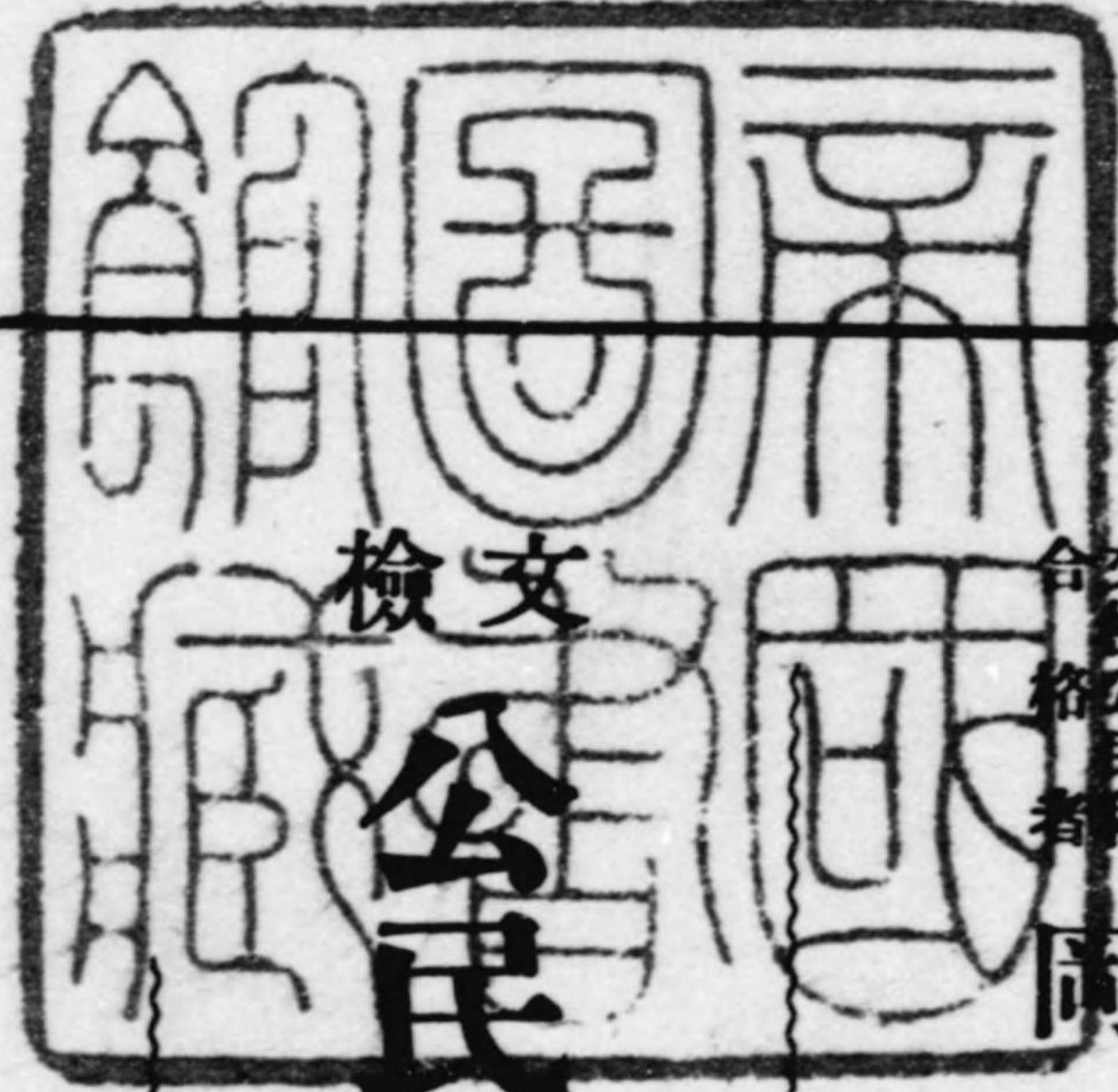
AHE

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年3月2日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。





特201
86



文部省
検定

野直著

公民科一年通過受験法

東京モリス刊行



序

久しい間、教育界にその必要を唱へられてゐた公民教育も、大正十三年に實業補習學校の公民科教授要項を文部省令によつて發表されたのを最初として各種中等學校に公民科が新設せられ、學校教育の上に組織的なる體系を持つやうになつた。之に伴つて本科教員の養成を必要とする所から、文檢の中にも公民科の出現を見たのである。文檢公民科は昭和八年第一回の試験が施行せられ、昨年第二回の試験が終つたばかりであるが、その結果から見ると、年々受験者が増加するといふ傾向にあることが見受けられる。

けれども、本科の試験は僅か二回の施行を見たに過ぎないので、受験者は其の準備に際して、公民科は如何なる内容を持つものであるか、如何に準備すれ

ばよいものであるか等の疑問を抱き、その研究の確立に腐心せらるゝ方が少ないやうである。こういふ際に幸運にも本科に通過することの出来た私が其歩んだ道を明かにすることも、あながち無意味なものではないと考へられるので、その任ではないと思ひながらも本書を世に送ることにした。

理屈はとにかくとして、受験を試みるものが、出来得る限り最小の費用と最短の時日をもつて、成功を期したいといふことは、誰しも有する氣持であらうと思ふ。殊に本書を手にならるゝ方々の大部分は日々自分の職務に精勵されながら、更に向上の希望に燃えて精進を続けらるゝ方々であると考へられる。私は貧弱ながらもこういふ人達の伴侶ともなり、忠實なる指標ともなりたいと思つて本稿を草した。

本書の内容は、凡庸にしてよく本科に通過することの出来た私の體驗と先輩

諸氏の指導を參考にして、着實にして、最も合理的であると信ずる短期準備法を述べたものである。

稿成つてから願れば、書中各所に意を盡さない所が少くないが、讀者は宜しく本書著述の精神を酌んで戴きたいと思ふ。

幸に本書が研究者の爲にその目的の幾分でも達せられるとすれば、私に取つて無上の喜である。

昭和十年一月

東京江戸川にて

著者 識

目次

第一章 序論

一、文部省検定試験に對する誤解	一
○文檢を理解せよ	三
○文檢を非常に程度の高いものと思ふ誤解	三
○文檢を程度の低きもの、容易に通過することの出来るものと思ふ誤解	五
○文檢公民科の合格率	八
二、文檢はどの位の學力があれば合格出来るか	一一
○どんな人達を無試験で檢してゐるか	一三
○受験記を盲信するな	一八

○文検通過に必要な知識……………二

三、研究の方法と参考書の問題……………三

○読書法の問題……………三

○ノートの問題……………三

○思索と読書……………三

○参考書を選択……………三

○参考書の購入……………三

四、一年で文検に合格せんとするものはどう生活すべきか……………三

○文検一年合格は可能か……………三

○頭脳の優劣よりも方法の良否……………三

○先づ決心……………三

○日常生活の整理……………三

第二章 公民科の受験的研究法概要

○生活と研究……………四

一、公民科の目的……………四

二、文検公民科の内容……………五

三、研究方針の確立と問題研究……………六

○文検に於ける豫備試験合格の意義……………六

○研究方針確立の必要……………六

○試験問題研究の必要……………六

○試験問題研究の方法……………六

四、試験問題研究の実際……………六

○公民教育理論の問題……………七

○公民倫理の問題……………七

- 憲法の問題……………七五
- 行政法の問題……………八一
- 民法の問題……………八六
- 経済學の問題……………九六
- 五、研究方針の確立と試験問題種類……………一〇〇
 - 試験問題研究の結果……………一〇〇
 - 試験問題の種類と研究範圍……………一〇三
 - 問題の形式と出題傾向……………一〇六
 - 研究の重點……………一〇五
- 六、問題解答の深さの程度は如何……………一三六
 - 研究の深さの問題は慎重に研究せよ……………一三六
 - 問題解答の深さの標準……………一三九

- 最近の方法……………一三三
- 七、研究の一般的過程……………一三三
 - 種々の研究過程や順序……………一三三
 - 研究過程案……………一三四

第三章 公民科各部門の研究方法的敘述……………一四三

- 一、緒言……………一四三
- 二、公民科教材の研究方法的……………一四六
- 三、公民教育理論の研究方法的……………一五五
- 四、公民倫理の研究方法的……………一六一
- 五、公法の研究方法的……………一六七
- 六、私法の研究方法的……………一七五

七、經濟學の研究法……………一八〇

八、其の他の研究方法……………一八七

附記、公民科主要参考書一覽表……………一九〇

第四章 餘論……………一九三

一、研究法餘談—どんな雑誌を読むべきか……………一九五

二、試験委員と試験委員の著書……………二〇〇

三、豫備試験の受け方……………二二三

○應試の決心……………二二三

○願書提出後の努力……………二二五

○筆記用具其他……………二二七

○試験の受け方……………二二九

四、本試験の準備はどうすればよいか……………二三三

五、口述試験はどうして受けるか……………二三六

○受験の態度……………二三六

○服装其の他……………二三三

第五章 受験者の爲の研究資料……………二三五

一、教員検定規程及受験手續……………二三七

A 教員免許令……………二三七

B 師範學校、中學校、高等女學校教員検定規程……………二四〇

C 受験資格……………二六三

D 出願書類……………二六五

E 出願期日及試験期日	二六九
F 受験者心得	二七〇
二、公民科實際答案例	二七三
三、口述試験受験記	二九三
四、文檢法制經濟科試験問題	三二三
五、文檢公民科試験問題	三三七

第一章 序論

一、文部省検定試験に對する誤解

○文檢を理解せよ

「文檢とは如何なる程度の試験か」とは、之に關心を有するもの、誰しもが最初に抱く疑問であらうと考へる。しかも文檢を受験するものとして、必ず知つて居なければならぬ筈の此の問題に對して、是から受験しやうとする人達や、或は幾度も受験の體驗を持つてゐる人の中にさへ、案外誤解してゐるものが少くないやうである。試験に志すものが、先づ、試験そのもの、本質を明確に理解して置くといふことは、最も重要なことでなければならぬ。幾年受験してもその都度失敗してゐるやうな人達は、本當に文檢の本質を把握してゐないからであると考へられる。私は文檢の如何なるものであるかを、明瞭に理解した時、受験者は既に成功の第一歩を踏出したものであるといつても、敢へて過言

ではないと信ずる。それ故に先づこの問題に對して解決を試みたいと思ふ。

文檢に對する最も甚しい誤解は何といつても、この程度に對する誤解であらう。之に對して、大體二種の傾向が認められるやうである。それは

- 一、文檢は非常に程度の高いものである。従つて普通の人には合格が困難であると思ふもの。
- 二、文檢の通過は頗る容易なものであると考へるもの。

第一の見解を有するものは、合格者を特別なる秀才であるかのやうに畏敬し、自己の能力を見限つて、到底自分には合格の可能性がないと、あきらめ勝ちな人が多い。又第二の見解を持つ人は、兎角合格者を蔑視して、一寸其の方面の研究をすれば、誰でも簡単に合格出来るものであると考へ勝ちなものである。しかし之等二種の見解は一見兩極端に立つものゝやうに考へられるが、必ず

しも兩者共全然文檢そのものゝ程度を誤解してゐる譯ではなく、或一面の眞理を含んでゐるものである。それは文檢の程度は、前者の考へる程そんなに高程度のものでなく、又後者の考へる程そんなに容易に通過の出来る程、程度の低いものでもないと思へるならば理解出来ることと思ふ。

○文檢を非常に程度の高いものと思ふ誤解

文檢は非常に程度の高い試験である。従つて之を通過することの出来るものは、非常なる秀才に限られてゐる。到底我々凡人には通過が困難であると考へるならば、夫は大なる誤解であるといはなければならぬ。

この誤解を齎らす第一の原因は、世人の中等教員の地位と實力に對する尊敬の念ではないかと考へる。中等教員は勿論小學校教員よりは一般的に學力が勝れてゐることは争ふことの出来ない事實である。然し中等教員でありさへすれ

ば、全部が大學者か、或は學者的の素質を持つてゐるものであるかのやうに考へることは、必ずしも正しい認識といふことは出来ない。要するに中等教員の資格は生徒に教授し得る能力を有する者に對して與へられるものであるから、此の最低限度はどんな程度であるかも大體想像することは出来ることと思ふ。此の點から考へるならば、文檢を學者としての試験であるかのやうに考へることが、誤解であることは、自然明瞭になることと思ふ。

第二の誤解の原因は文檢合格者の受験記或は所謂標準答案等の過信から來るものゝやうに考へる。文檢合格者が相當の學力を有し、その受験に際しても、かなりの努力を要することは事實である。しかし合格者が、その合格に對する自己満足から、自分の通過した試験の程度を心理的により高く認め、又人に認めさせたがるといふ傾向があることも事實である。その爲に通常の受験記等にも數十冊の参考書を羅列して、その努力を誇示するとか、或は標準答案等に於

ても、参考書を披見しながら認められたやうなものが發表せられてゐることが多い。勿論文檢に合格するまでに手にした参考書の一切を擧げるならば、數十冊に上るやうな例は、少ないことと思ふが、完全に精讀した書物となつてゐるんならば、多量あるべき筈がないと思ふ。従つて之等の受験記等によつてのみ、文檢の程度を知るといふことも危険であるといはなければならぬ。

とにかく、文檢はそんなに程度が高いものではなく、通常の頭腦を持つ人で、相當の努力をするならば、誰でも合格出来るものであると考へてよい。之について手近な例を擧げて見ることにする。筆者の同窓にKといふ男がゐた。この男は在學時代から、文檢某科の受験を希望してゐたものではあるが、卒業した年の秋季の文檢に應じて幸にも、豫備試験に合格することが出来た。然し本試験には見事失敗して、一年間準備の後、翌年の本試験に臨んで悠々と合格したのである。之だけの材料で斷言することは、いさゝか輕卒ではあるが、文檢は仲

々師範卒業直後の實力位では合格出来るものではなく、又、其の後必ずしも數ヶ年の準備をしなくても合格出来るものである。尙、面白いことは、之を見た彼の同級生や、後輩が續々應試して、二三年の間に十人近くの合格者を見たことである。そして夫等の人達は決して在學時代に秀才と呼ばれた人々ではないのである。

○文檢を程度の低きもの、容易に通過することの
出来るものと思ふ誤解

文檢を極めて程度の高いものであると思ふことは誤解であるが、文檢を程度の低きもの、通過の容易なものと思ふのも亦大きな誤解である。

文檢の程度を低く見て、通過が容易であると思ふ誤解は大體次の三つの原因から來るのではないだらうか。

その一つは文檢は中等學校の教員としての資格試験であるから、中等學校の教科書の内容を全部記憶してゐるならば、大體合格するものと考へることである。

その二は合格者の受験記等に、往々非常に短時日に、しかも悠々と合格したかのやうな記事があるのを見受けて、文檢はそんなに容易に合格出来るものかと、簡単に信用して了ふことである。

第三の原因は、その人の知人の中に文檢に合格した者があつたと、彼が合格出来る程度の試験ならば、大したものではないといふやうに考へることである。

しかし文檢は、この種の人達の考へる程、そんなに程度の低いものではない。殊に僥倖などで、合格するといふやうなことは絶対に考へられない。それは試験の實際を説明するならば、直ちに納得出来ることである。

先づ文檢委員として任命される人は、帝大、高師等の教授で、現代一流の學

者の中に數へられる人が多い。しかも夫等の學者が各々専門の學科を一問づゝ擔當して、一ヶ月間に答案を審査するのである。之だけでも一寸僥倖を期待することの出来ないことは明かであると思ふ。次に之等の試験は一回で終了するものではなく、豫備試験、本試験、口述試験と三段の過程を経なければならぬことである。假りにこの三回の試験を僥倖に通過したと、いふ人があるならば、その人は既に僥倖程度の合格者ではなく、立派な實力の所有者と考へて差支へないのである。

又文檢がそんなに程度の低いものではないといふことは、年々文檢の合格者が、各科を通じて、志望者の一割から五分の間を往來してゐる事實を見ても、大體證明せられることと思ふ。

とにかく、このやうな誤解の下に、準備を進めてゐたのでは、何年間受験しても、合格することは一寸困難であらうと思ふ。

○文檢公民科の合格率

それならば、一體公民科の試験の結果はどうなつてゐるか、といふ疑問が生じて來ることと思はれるから、この事を簡単に説明して置かう。

昭和八年度公民科試験成績

出願者總數	二六二名
豫備試験合格者數	三一名
本試験合格者數	一八名

昭和九年度公民科第二回試験成績

出願者總數	二八三名
豫備試験合格者數	四二名
本試験受験者數	五五名

(内前年度豫試合格者)

(一三名)

本試験 合格者數

三八名

(内前年度豫試合格者)

(九名)

此の表によつて見ると、第一回の合格率は約七分、第二回は一割三分になつてゐるが、之を同系統の學科、修身、教育等と比較して見ると、昭和九年教育科の合格率は約五分、修身科は約一割といふことになつてゐるから、兩科と比べて左程合格が難かしいといふ譯ではない。寧ろ昨年だけについていふと、公民科が、最も合格率が高いといふことが出来るのである。受験者は公民科を特に恐れることもいらぬし、又志願者の一割内外の合格率なのであるから、決してあなどつてはならない。

二、文檢はどの位の學力があれば合格出来るか

○ごんな人達を無試験で檢定してゐるか

たゞ文檢を非常に程度の高いものであると考へることも、又は文檢を通過の容易なものであるといふのも、共に誤解であるといつただけでは、本當に之に對する誤解を一掃したことになるまい。文檢はどの位の學力があれば受験することが出来、且それを征服出来るかといふ具體的の説明が必要であると思ふ。この點が明瞭になつて、始めて文檢の真相も把握することが出来、誤解も自然氷解することゝ考へる。しかしこのことは仲々説明が困難で、短的に述べることは容易でない。何故なれば、それは本書著述の目的が其處にあるのであるから、本書一巻を通讀して後に、始めて理解出来る筈のものであるからである。ではあるが此處では別の見地から説明を試みて置かうと思ふ。

先づ文部省が、公民科の免許狀を與へてゐる場合を考へて見るのが、最も近

道であると思ふ。形式的から見れば、師範學校、中學校、高等女學校の公民料の教授が出来ればいゝ筈であるが、果してどの程度の學力があれば教授出来るものか、我々には客觀的の標準を見出すことが出来ないから、之では學力の實質的の説明にはならない。

さて、文部省が、この免許状を與へてゐる場合の最も手近なものは、教員養成學校の正系である高等師範學校の卒業生の場合である。

高等師範學校に於て、公民科を専修する科は、東京高等師範學校では文科第一部、廣島高等師範學校では文科第三部である。この科の卒業生は特別に成績が悪くさへなければ、四ヶ年修了の後に修身、教育、公民、歴史の四科目の免許状を授與されるのが普通である。之に依つて見ると、四年間に四科目の免許状を授與されることになるから、先づ一ヶ年一科目宛修業することになる譯であるが、之を一層詳細に調べて見やう。

我々文檢受験者が、高等師範學校の卒業生以上の學力を持つことは、望ましい事ではあるが、此處では、之だけの學力があれば文檢に合格出来るといふ程

合計時間數	學科目		社會學	經濟	法	學	年
	第一學年	第二學年					
四				經濟原論(二) 交通論(二)	法學序說(一)	第一學年	
六				貨幣論(二) 銀行論(二)	憲法(二) 行政法(二)	第二學年	
七			社會學(二)	外國貿易(一) 國際金融(一)	刑法(二) 民法(二) 商法(二)	第三學年	
九	公民科演習(二)		社會問題(三) 社會政策(三)	財政學(二)	國際法(二)	第四學年	

度、即ち最低限度の學力を見定めて置くことにする。

其處で東京高等師範學校文科第一部の學科課程表中、公民科に關係あるものを抜いて見ると、右の通りである。

此の表によつて考察して見ると、一年の授業時間は（約三十五週と見て）

一年	一四〇時
二年	二一〇時
三年	二四五時
四年	二四三時 <small>（第三學期教育實習の期間を抜く）</small>
合計	八三八時

である。結局學習時間の分量といふ方からばかり見ると、高等師範學校では、大體八〇〇時間から九〇〇時間位までの公民科の研究者に對して、公民科の免許狀を授與してゐるといふことになるのである。

授業時間數から考へて、其の教科學習の程度の大體は推定することが出来る
と考へられる。しかし時間の分量だけで學力を推定するといふことは、正しい
かどうかは問題である。その時間内に聽いた講義の量は大體推定することは出
来るけれども、之と同一時間數に、大家の著述をがっちりと讀んでゐたとした
ならば、どちらが多く知識を得るものであるか、輕卒に斷言することは出来ま
い。恐らく、八百時間聽講するのと、精選した著述を八百時間精讀するのと、
その質に於ても、量に於ても大した差があるものではないと思ふ。たゞ獨學者
は、先生から難解の點を懇切に説明して貰つたり、要點を把握させてもらつた
り、或は不明の點を質問したりすることが出来ない。その爲に誤解をしたり、
思想が不明確であつたり、或は理解に苦しむといふやうな不利な點が少くない。
従つて一時間聽講するのと、一時間讀書するのでは、その知識の修得の難易
が異なる。しかしよく緊張して眞面目に研究を續けるならば、大體この位の學科

は同程度に修得することは可能であるといへやう。

たゞ檢定試験は學生が一部分づゝ試験せられるのと異つて、一度に廣範圍に亘つて各方面の知識を試験せられるから、その難易の程度が違ふ。檢定受験者は學生に比較して、餘分の勉強や、記憶をせねばならぬ必要があるため、かなり時間を費すものである。

之で少しく形式的ではあるが、大體如何なる程度の學力があれば、合格出来るものか明かになつた事と思ふ。

○受験記を盲信するな

しかるに從來發表せられた受験記を見ると、四五年の間、毎日四時間乃至五時間の勉強を續けたといふやうなものも、少くないのであるが、夫等は決してそのまゝ信用出来るものではない。多くは自己の合格に對して、より高き價値

を見出さんとする、又は人に認めさせやうとする努力から來たものである。然し同じ文檢といつても、通過に難易があるから、一概にそう斷言することは出來ないが、修身、公民といふやうな學科であれば、毎日三時間以上の勉強を續けて四五年もかゝる筈がない。假にそんなに時日を要したとすれば、勉強の手法か、時間の使ひ方に缺陷があるのである。

又實際答案として發表せられたものを見ても、形式内容共に相當に洗練されてゐて、何處を見ても、缺點のないやうなのが多い。我々實際に試験を通過したものから見ても、模範答案として推賞出来る程度のものであるのが常である。然し實際試験場で、あの程度の答案を記述出来る人は、合格者の中でも先づ二三人位で、他は私程度の人間が多いのぢやないかと考へられる。この事は口述試験場等で、筆記の問題等について語り合つた經驗から見て、大體間違ひないと信じてゐる。之については教育科の中桐委員が雑誌に、

「所謂受験記なるものを讀むと、相當立派な答案を認めてゐるやうに書いてゐるが、受験者は興奮してゐるからそう感ずるのであらうが、そんな立派な成績の人は少い。」

と書かれてゐるのを嘗て讀んだことがある。試みにあの程度の答案を半紙に書いて見ると四五枚を要するものが多い。實際試験場で四五枚も要する程の答案は仲々書けるものではない。假りに一間に四五枚の答案の出來た人があつたとしても、五問共に其の程度に書くことは、與へられた四時間の時間内では不可能であらう。一間にあまり多くの時間を費せば、必ず一方に時間の不足する問題が出來て來る筈である。公民、修身、教育といふやうな學科では、一間でも不十分な成績の答があれば、先づ合格は不可能であるといはれてゐる。それ故に答案記述に當つては、各問平均に時間を配當して、同程度の内容を盛つた答案を作製するといふ態度を取つて、一間にのみ、多くの時間を使用するとい

ふことを避けなければならないのである。こう考へるならば所謂實際答案なるものの程度の答案を作製するといふことは、大體不可能に近いことが分る。その點から受験者は、あの程度の學力を得ることは目標とすべきであらうが、それ丈の實力がなくても合格出來るものであるから、安心して準備し受験を試みるべきである。

○文檢通過に必要な知識の程度

それならば、再び文檢受験者はどの程度の知識を準備しなければならないかといふ問題にならうが、之は前述の學校修業者と同一の程度の學力があれば充分であるといへる。従つて準備する時間も、大體學校で課せられる位あれば充分であらうが、之だけは一律に斷言する譯には行かない。それは勉強は質の問題であつて量の問題ではないのであるから、或人に取つては、それだけの時間

は必要でなく、或人は數倍の時間を費やしても尙不充分であるといふ場合があるからである。

たゞ、文檢受驗者は學校に學ぶ者よりは餘分の努力をしなければならぬといふ事だけは明瞭である。學校では、時々適當に區分された箇所の試験を受けて、次第に昇級し、卒業するといふことになるのであるが、文檢では全領域を一度に試験せらる。しかも豫備試験、本試験、口述試験と、殆んど同一範圍の三回の試験を通過しなければ合格出來ないのである。之から見て受驗者は、その部分、部分の試験を受ける學校修業者よりも、全體に行渡つた、むらのない知識を持つてゐなければならぬ。この萬遍なく行渡つたむらのない知識を準備するといふことが最も必要なことである。

文檢合格の爲に勉強するには、かくの如き性質の知識を把握せなければならぬのであるから、其の科全體に亘る知識を要領よく準備しなければならぬ。

決して、徒らに細部に亘る研究に没頭するといふことを避けて、全領域のどの部門にも缺陷をつくらぬといふことが必要なのである。

要するに文檢合格程度の知識は、全領域に亘つてゐて、しかもあまり深入せず、又淺きに失せぬといふ程度のもので差支へないといふことが出來やう。

三、研究の方法と参考書の問題

前章に述べた所によつて、大體受驗者の具備すべき知識の程度が、如何なるものでよいかは理解出來たことと思ふ。それでは受驗者はかゝる知識を如何にして準備するかといふことになるが、それは第二編以下に詳述するのであるから、此處では準備上の心得といふやうなものを述べて置くことにしやう。

○讀書法の問題

通常之について、問題となるのは、讀書は精讀、多讀、何れによるべきかといふことであらうが、之は人によつて随分見解が違ふやうである。

或る文檢合格者は、「文檢の程度は所謂概念程度の試験にしか過ぎないのであるから、一著述に深く研究するといふよりも、出来るだけ多方面の知識を收得することが必要なのであるから、多讀主義を取るべきである。」といひ、或人は、「讀書法は他にない。一にも精讀、二にも精讀である。」といつてゐる。

けれども私は、勉強には多讀、精讀兩方共必要であると考へる。今それについて簡単に所見を述べて見やう。

私は通常の意味の多讀、即ち前掲の例の如き意味の多讀は、決して本當の意味の多讀ではないと考へる。私に言はすればそれは、亂讀ともいふべきものである。多讀とは精讀して、しかも、多數の書籍を研究することで、粗讀にして多量の書籍を読むことではない。多讀の意義をこのやうに解するならば、我々

が精讀、多讀何れによるべきか、或は兩方併用すべきかは、直ちに得心が行くものと考へる。勉強は何處までも精讀、しかも多讀すべきであらう。殊に研究の初歩は白紙である。従つて最良、最適の参考書を選択して精讀するに限ると思ふ。「讀書百遍義自ら通す」とは昔から言ひ古され、陳腐の感を伴はないでもないが、私は千古に通ずる我々學問研究者の箴言であると思つてゐる。この方法によつてのみ我等は最初の基礎知識を確實に把握することが出来るのである。

一冊の書籍を精讀して確實なる基礎知識を得ることが出来たならば、次には他の参考書を読むことも又必要である。大家の著書であれば、先づ内容に誤らないが、記述にも精粗の別があり、學說により幾分記述の内容にも差異が認められるのが常である。この點から、既得の知識を擴充し、學說の異同を比較して一層高い所から、自己の知識の體系を築くといふ意味での多讀が必要である。

が、未だ基礎知識の確實にならないうちに、大部の書籍を彼此と読みあさることとは寧ろ勞多くして益少しといふことになると思ふ。

○ノートの問題

次にノートは作製すべきかどうかといふ問題であるが、私は短的に作つた方がいゝと答へる。之は個人的に見て仲々厄介な問題で、人によるとノートを作るには非常に時間と勞力を費すものであるから、その暇に書物を読んだ方が能率が上るといふ人がある。私は勿論ノートを作製しなくても十分能率の上る勉強の出来る人はその必要がないと考へる。けれどもノートを作製することは非常に利益が多い。

第一、非常に繁雜に叙述された事項が系統的に整理されるといふことである。殊に數冊に亘る事項をどうしても整理して置かなければならないといふやうな

時は殊に必要である。

第二に、ノートするそのことが直接理解を助け、記憶に役立つことである。之はその人の觀念型によつて異なるが、眼を通し、手に訴へて記憶したことは仲々腦裡を去らないものである。

第三に受驗直前の知識の整理、記憶に都合がよいことである。この時期にもなれば、最早大部の書籍を繰つてゐる餘裕がないから、簡単に整理されたノートがあれば非常に便利である。

このやうに種々の點から見ても、幾多の利點があるものであるから、時間的には幾分不經濟なやうには見えても、結局は効果の多いことを考へて、ノートは是非作製した方がよい。

ノート作製の方法は種々あるであらうが、私は加除自在のノートを使用することが一番都合いゝと思ふ。之はノートに記載した事項は決して固定的のもの

でないから、研究の進むに随つて、嘗て記入した事項に不満を感じ不足も感じて来るものである。之をその都度加除訂正するのである。人によると數回もノートを書換へるといふが、時間に餘裕さへ見出されれば一番いゝ方法だと思ふ。たゞ注意しなければならないことは、ノートに記入する際に、重要な部分を脱落さしてはならないといふ點である。如何にノート作製に努力しても、重要な事項が落されてゐたのでは何にもならない。

○思索と讀書

學問研究に於て讀書は第一に必要なことではあるが、夫にも増して大切なことは思索である。讀み、且考へる。之が學問研究の最も重要な方法でなければならぬ。殊に修身、教育、公民といふやうな學科は考へるといふことが時に必要が多いやうに思はれる。筆者の友人で過去十年近くも修身科の文檢に應

じてゐて、未だに合格しない男がある。それで此の男は實力がないのかといふと決してそうではない。通常中心參考書として擧げられてゐるやうな書物は、殆んど完全に目を通してゐた、その知識の該博なことは驚く外はない。それであるから彼を知る範圍の人々は、何故に彼が合格しないのかと非常に不思議に思つてゐた。之について筆者の想像する所によれば彼は思索が足りないのだと思はれるのである。非常に豊富な知識は持つてゐるが、彼には確固たる足場がない。従つて總ての知識を自分のものにして居らないから、其答案には、明確に彼の主張が一貫されてゐないのではないかと考へられる。

文檢の問題は參考書から其の僅の題目を拾へる様なものは非常に少い。先づ問題に關するあらゆる知識を拾ひ出して、之を自分の頭の中で綜合して敘述し、或は批判するといふ必要のあるものが多い。特に「何々を論ぜよ」といふやうな問題に對しては、平素から十分に自分の考が纏つて居ないとその場になつ

てからでは急に考へられるものではない。

この點から考へても、平素読み且大いに考へるといふ態度を取つて居ることは、文檢合格を容易ならしめるものだと思ふ。

○参考書の選擇

参考書の選擇について、第一に考へる必要のあるのは、委員の著書を読むべきかどうかといふことであらう。

私は之について、大體委員の著書を中心にして研究して行くことが無難であると思つてゐる。大概の場合、著者は自分の主張を明かにする爲に著述するものであるから、著書に叙述された事項は先づ委員の重視してゐるものと見て差支へない。従つて自然出問もその著書の内容と一致することが多く、其を研究して置けば受験者も安心して回答出来るといふ利點がある。けれどもその内容

を吟味することなく、單に委員の著書なるが故にといふだけで委員の著書を読むことは受験者としては大いに考へねばならぬことである。我々は現在は直接受験を對象としてゐるのであるから、何處までも試験の準備に適切なるといふ條件の下に参考書を選択する必要があるのである。

しかし試験委員が獨得の學説を持つてゐるやうな場合には、一應委員の著書には目を通して置いた方がよい。例へば公民道德擔當の深作博士は社會人格主義といふ學説を主張し、之だけは私の獨得の倫理學であるといつて居るのであるが、之を充分に研究して置くことは、どんなに合格を樂にさせるものであるかは、先づ受験せられて見れば解ることと思ふ。

けれども委員によつては、全然著書の無い方もあるし、又あつたとしてもあまりに専門的に書かれたものであるとか、あまりに大部のものであるといふやうな場合には、たとひ委員の著書が必要であつても、中心書として選定する譯

には行かない。こんな場合には、大家の著書であれば、必ずしも委員の著書でなくても差支へはない。文檢は特殊的學術の試験ではなく、一般的學術の試験であつて、委員の學說の試験ではないのであるから絶對的に委員の著書を読んではなければ合格出来ないといふことはない。たゞ委員の著書を読んで居れば幾分樂であるといふに過ぎない。年々の合格者の中には、全然委員の著書を読まない人も何人かあることによつても夫は明瞭である。

次に參考書の選擇について注意することは、大部のものよりは小冊のものを選ぶ必要のあることである。文檢について經驗のない人は、とかく文檢を専門的學術の試験のやうに心得て、大部のものを讀まねば合格出来ないやうに考へ勝である。けれども如何なる書物でも叙述に精粗の別はあるが、内容の大綱に關しては殆んど同一である。従つて小部の著書でも、之を精讀して、完全に理解するやうにすれば、その要點は把捉出来るのであるから、答案記述に際して

不十分なことはない。であるから殊に文檢を一年で合格しやうとする者に於ては、特になるべく小冊のものを選ぶといふ注意が必要である。

この事を明瞭にする爲に、嘗て經濟科擔當の氣賀委員が述べられた事を聽くことにしやう。

「どんな本を讀んだらよいかとはよく聞かれるが、私は經濟學はそんなに説が違つてゐるものでないから、誰か大家の書物を一冊徹底的によく讀んで、之を實際の社會事象にあてはめながら考へて讀む、この一冊を骨子として他の本を通讀して肉をつけて行くといふ方法でよいのではないかと思ふ。經濟學は人によつて異なるものではなく、その大要とすべき骨子は同様であるからこの骨子を理解して、之を讀みながら努めて、經濟社會の事實の觀察を怠つてはならない。又參考書は難解なものよりは平易なものを、大部のものよりは簡易なものによつて經濟學の根本的大綱を理解されるやう努められんことを希望する。」

之は經濟學研究の指針として與へられたものであるが、他科の研究にも參考になることであると思ふ。

○參考書の購入

次に參考書の選擇が終つたならば如何にして參考書を購入するか、如何なる程度に購入すればよいかといふ問題にならう。

參考書の購入については必要書を全部一時に購入するといふ方法と、必要なものから順次購入するといふ方法と二様の方法があらうと思ふ。

これについて、私は出來得るならば、全部一時に購入する方がよいと思ふ。全部の參考書が手許に具へてあれば、研究に非常に都合がよい場合が多い。或る部分を研究してゐる時にも、他の部分を是非とも對照して見る必要が起るといふやうな事は少くない。それが手許にあれば直ちに參考にすることが出来る

けれども、無ければそうは行かない。後に述べるやうに、必讀書、中心書といふやうなものは、幾何もないのであるから、出來得る限り全部一度に購入して置くべきである。

私は圖書の購入の際は、賞與、年功加俸等の臨時的收入で一時に購入することを本體としてゐる。一時に三四十圓位の本代を支拂つて同僚を驚せた經驗等も、今では愉快的記憶として残つてゐる。

しかし之は家庭の事情等によつて各人違ふものだから、一時に購入することの不可能な場合には、最も重要なものから、三、四回位に分けて購入することもよいと思ふ。或は各部門中心書として一冊宛購入し、後は漸次買ひととのへて行くといふ方法もある。それにしても、一ケ年で通過しやうと思ふならば、少くとも試験前半年前には全部の圖書の購入を終つてゐなければ一寸成功は覺つかないであらう。

受験生活は肉體的に或は精神的に相當苦痛が多いものであるが、經濟から來る苦痛も相當に大きいものである。殊に薄給な教員生活からは、仲々本を買ふ等の餘裕を見出すことは困難なのが常である。然し之も程度問題で、自己の將來に對する考慮をなすならば、一時的の苦痛は忍んでも、所謂生活環境を整理することによつて、書籍代の捻出位はどうかなる筈である。

四、一年で文檢に合格せんとするものは

どう生活すべきか

○文檢一年合格は可能か

本書に文檢一年合格準備法と命名したのであるが、文檢一年空想は單なる空想ではない。欺偽的に、奇拔な本書の名前によつて人を釣らうとするのではない。文檢一年通過之は筆者の體驗から來た信念なのである。貧弱ではあるが、

私の體驗による準備法を公にして、志を同うするものゝ爲に幾分でも役立つといふのが筆者の念願である。

文檢一年合格が可能であることは、経験者であれば誰しも肯定することである。時に依れば一年通過はおろか、半ヶ年で合格する人さへあるのである。現に最近では高知縣出身のM氏が昭和八年度に於て教育修身二科に合格せられてゐるといふ實例さへあるのである。

文檢公民科は昭和八年第一回昨年第二回を施行せられたばかりであるから、合格者の大部分の人達は、半ヶ年或は一ヶ年間の準備で合格の榮譽を得られて居ることゝ考へる。之から見ても、一年合格は決して空想ではない。

文檢は決して最高度の學術試験ではない。高等常識の範圍を出ない試験なのである。従つて文檢を通過することが、非常に困難なものと考へることは、未経験者の單なる杞憂にしか過ぎない。又文檢合格者を徒らに偉いものゝやうに

考へることも、あまりに過大なる賞讃である。

要するに文檢は概論程度の試験であつて、之を一年間に通過すること容易なものであり、その位の學力に對しては敬意を拂ふ程のことではない。文檢合格者は單に學問研究の一段階を昇つただけで、學問的には、其の後の研究が大切なのである。

○頭腦の優劣よりも方法の良否

文檢はこのやうに一ケ年で合格することは容易なもので、一科目の合格に數年或は十數年を費すといふことは、勉強法の何處かに缺陷があるのである。勿論前述したやうに、同じ文檢といつても、合格に困難な科目と容易なものとはあること否定出来ない。一般に理科數學方面の科目は相當通過することが困難であるといはれてゐる。國語、技能科目等も一年では無理であらうと思はれる。

しかし、それ等の科目にした所で數ケ年或は十數年を要するといふことは、全然考へられない。殊に修身、教育、公民といふやうな性質の學科は之等の科目と比較して見ると、遙かに短期合格の可能性の多い學科である。であるからこの種の學科に於て三箇年以上を費すといふやうな人は餘程方法が悪いと考へなければならぬ。

文檢は決して、特殊な頭腦を有する者にのみ開かれた門戸ではないのであるから、普通の頭腦の所有者であれば、誰でも一年の日子で合格出来る性質のものである。たとひ、一年で合格出来ない人があつたとしても、方法さへ誤らなければ三年以上を費すといふやうな事はあるべき筈がない。

要するに文檢通過は方法の問題であつて、頭腦の問題ではない。故に方法を誤つたものは、一年で合格出来る筈の學科に、數年乃至十數年を費すといふことにならう。

○先づ決心

之で大體文檢一年通過は決して空想ではないといふことが、納得出來たことゝ思ふから、然らば一年で合格しやうとするものは如何に生活すべきかといふ問題に這入らうと思ふ。

先づ文檢に合格しやうとするものは、最初に強固なる決心を持たなければならぬ。前から何遍か繰返して述べたやうに、文檢の程度は何等恐れる所はないが、平凡な勉強では合格出來るものでないことは誰にでも考へられることであらう。高等師範學校の生徒できへも、卒業迄に八百時間餘の修業をして始めて授與される免許狀を獨學で獲得しやうとするのであるから、最小限度八百時間の努力は必要である。之を一年間の日數に割當てると大體一日二時間半乃至三時間程の讀書をしなければならぬことになる。一日三時間の讀書をするこ

とは、着手前には左程困難でないやうに思はれても、愈々實行となると仲々苦痛を伴ひ勝ちなものである。氣の向いた時には十時間の勉強をしたとしても、全然讀書しない日が四、五日も續くといふ風な態度では一寸成功はおぼつかない毎日たゆみない讀書を三時間宛三百六十五日間續けるといふのでなければならぬ。

私の身邊にも文檢に興味を持つてゐる人は相當に多い。けれども、文檢を受験した經驗のある人、合格した人となると非常に少い。文檢を受験して見たいといふ希望はかなり強いのであるが、努力して文檢を受験して見るといふ、決心がつかないのである。この部類に屬する人は他にも相當居るやうに考へられる。私は常にこんな人達を見る度に、文檢は決心が第一だ。しつかりした決心を持つて、毎日怠らず勉強を續けさへすれば、一年の後には必ず合格の榮譽を得られるものを。實に惜しい事だと感じてゐる。

要するに文檢は一ケ年で通過することが可能であるとはいふけれども、それを安易に通過するといふ特別の秘訣はない。たゞ努力を惜しまない人にのみ合格が豫約されてゐるのである。殊に通常二三ケ年で合格するのが普通な試験を一ケ年で合格しやうとするのであるから、單に其の點だけから考へても、相當の苦辛の存することは覺悟しなければならぬ。この覺悟の出來ない人は始めから、文檢を受験するといふ野心を捨てた方がよい。

○日常生活の整理

次に、文檢を一年で通過しやうとする人は、其の日常生活を受験的に統一する必要がある。本書の讀者の大部分は、一方に必ず職業を持つて居られる方、殊に教職に身を置かれる方が多いと思ふ。教員生活は割合に規則的なやうに見えるても、案外時間の浪費は少くないものである。休憩時間の雑談漫談はまだい

と、しても、放課後かなりの時間を雑談漫談に費すといふやうな事も少くない。私は受験者であるからといつて、決して漫談の仲間入をするなどは言はない。たゞ適當に切上げるべきであると思つてゐる。校務等も放課後少くとも二時間以内位に處理して、直ちに下校するといふ態度が必要であらう。

次に、學校での勉強は絶対に之を避けるといふ態度が望ましい。登校中に自分の勉強をするものは、とかく同僚からは嫌惡され、校長からは白眼視されるといふ不利に陥り易い。又勉強の能率から見ても、夫程効果のあるものではないのであるから、在校時間中は専心校務の處理に當ることが必要である。そして校務の處理が終つたならば、直ちに下校して、悠々と受験中心の生活に這入ることだ。學校に勉強を持込んでほならないが、又校務を家庭に持込むといふことも避けるべきである。

「學校のことは學校で、自分の勉強は自宅でする。」この簡単な原則が自分の生

活を受験的に統一する根本法である。つまり公生活と私生活をはつきりと區別して、私生活は全部受驗といふことにのみ統一して了ふ必要がある。私生活に於ける時間は細小の時間でも勉強に充てるといふ努力も必要である。學校の往復の時に於ても、歩行中に、或は電車、汽車の中で前夜讀書した事項を記憶して見るとか、問題解答、重要事項の記憶に努めるといふやうなことも相當に効果が多いものである。

○生活と研究

日常、同僚と談笑してゐる際とか、或は兒童に對して講義中とか、その話題に關聯して我々の腦裡に浮んで來る疑問は相當に多い。又新聞、雜誌等の記事を読んでゐる際に生ずる疑問も少くない。こうした疑問が生じて來たならば、決して夫を忽せにしてはならない。忘れない中に、辭書を引くとか、參考書を

披いて見るとかして、明瞭に解決して置く必要がある。

特に公民科は生徒の日常生活の指導を眼目とする學科であるから、抽象的な概念的の知識を蓄積して置くだけでは充分でない。日常生活の實際を理論的に説明し、指導出來るまでの修養が必要である。その意味から見れば生徒の日常生活からも、自己の生活からも、或は新聞雜誌からも、いくらでも研究問題を拾ひ上げることが出来る。この直接生活の上についた疑問を解決するとか、特に選擇した問題を研究して見るとかすることは、一方に系統的に進行してゐる研究と相俟つて、知識を豊富にして行くものと考へる。

とにかく、研究を中心とした生活の方針を確立して、起床から就寢までの時間を受驗といふことに統一し、必要以外のことは適當に整理されなければならぬ。

第二章 公民科の受験的研究法概要

一、公民科の目的

本章及次章に述ぶる事項は第三章に擧げた中心参考書の中に詳細に説明せられてゐるから、一見蛇足の感がしないでもないが、準備開始に當つて、本科の目的を理解し内容の大略を知つて置くことが必要であると思はれるので略述して置くことにする。然し之は單に参考の程度に止らず直接受験に當つて必要な事項なのであるから、特に引例した法令等については徹底的に研究し、明確に理解するやうにとめて、簡単なものは暗誦出来る位にして置く必要がある。

中等學校に於ける公民科の要旨はその種別によりて幾分の差異はあるやうであるが、趣旨は大體同一と見ることが出来る。今之によつて公民科の目的を視ふに、中學校令施行規則第六條に

公民科ハ國民ノ政治生活、經濟生活並ニ社會生活ヲ完フルニ足ルベキ知徳

ヲ涵養シ殊ニ遵法ノ精神ト共存共榮ノ本義トヲ會得セシメ公共ノ爲ニ奉仕シ協同シテ事ニ當ルノ氣風ヲ養ヒ以テ善良ナル立憲自治ノ民タルノ素地ヲ育成スルヲ以テ要旨トス

とあり、更に第二項に

公民科ハ憲政自治ノ本義ヲ明ニシ日常生活ニ適切ナル法制上經濟上並ニ社會上ノ事項ヲ授クベシ

とあることを見れば大體明かになることと思ふ。而して更に從來の法制經濟科が廢止されて、公民科が新設せられたのである、といふことを知るならば一層この公民科の目的を明瞭に理解せられることと思はれる。

之については昭和六年一月廿日の文部省訓令第一號に

從來ノ法制及經濟ハ其ノ教授ガ概シテ法制及經濟ノ專門的知識ヲ授クルニ傾キ實際生活ニ適切ナラザル嫌ヒアリシニ鑑ミ今回之ヲ廢シ新ニ公民科ヲ設ケ

テ立憲自治ノ國民トシテ必要ナル教養ヲ與フルコトトナセリ。公民科ニ於テハ法制上經濟上及社會上ノ事項ニ關シ之ガ事實的説明ヲナシ、以テ道義ニ歸結セシムルヲ旨トシ修身、國語、歴史、地理、實業等ノ諸科目ト聯絡裨補シテ其ノ教授ノ效果ヲ全ウセンコトヲ期スベキノミナラズ訓練ト相俟テ市民的德操ノ涵養ニカムベキナリ、修身ト公民科ハ各獨立ノ學科目トナシタルモ兩科目ハ極メテ密接ナル關係アルモノナルヲ以テ修身ヲ兼ネ修メテ之ガ知識ノ豊富ナル教員ヲシテ公民科ノ教授ニ當ラシムルハ極メテ望マシキコトニ屬ス

とあるのを熟讀するならば公民科の目的は勿論、舊法制經濟との異同、他教授科との關係等が了解せられるのであらう。

之が教授上の注意としては、本科の本質上教授要目の末尾に、要目實施上の注意として

公民科ノ教授ハ事例ヲ成ルベク日常生活ニ於ケル經驗ニ求メ理論ニ偏セズシテ實際ヲ主トシ且道德的情操ノ陶冶ニカメ特ニ修身トノ連絡ニ留意スベシと示されてゐる。以上三法令の趣旨をよく把握して見れば本科の目的が奈邊にあるかは自ら明かになることと思ふ。

二、文檢公民科の内容

文檢は中等學校に於て實際授業をなし得る能力を持つてゐるかどうかを、標準として試験せられるものであるから、文檢公民科の内容も實際中等學校に於ける教授要項を中心としてゐると見て差支へあるまい。然らば中等學校の教授要目は如何なる内容を有するものであるかを知る爲に中等學校の教授要目を掲げて見やう。

中學校教授要目（昭和六年制定）

本要目ハ法制上經濟上及社會上ノ事項ニ關シ日常生活ノ關係ヨリ其ノ教材ヲ排列シ實踐上ノ問題ニ歸結セシメンコトヲ期セリ

教材中我が家、我が郷土、我が府縣、我が國家等ノ題目ヲ選ビタルハ生徒ノ親熟シタル日常生活ノ事項トシテ之ヲ取扱ハンガ爲ナリ。

第四學年

人と社會

人と社會 共同生活と共存共榮 國家の重要意義

我が家

家庭生活 我が國の家族制度 戸主・家族 親族・婚姻 戶籍・相續

一家の生計

一家の收入 生計費 勤儉貯蓄 保險 財產

職業

職業と人生 職業の選擇 勤勞と研究 職業と道德
教育

人と教育 家庭教育 學校教育・義務教育 社會教育
社會教育を教授する際新聞雜誌の事項に説き及ぶべし
神社

神社 敬神崇祖

宗教

宗教 信教の自由

公安

警察と公衆 災害防止 公衆衛生

地方自治

地方自治の沿革 地方自治の精神 我が郷土

我が郷土を教授する際愛郷愛國の事に説き及ぶべし

市町村

市町村の自治 公民 議員の選舉 市町村會 市役所・町村役場 市町村
の財政 市町村の財産

府縣

府縣の自治 府縣廳 我が府縣

農村と都市

農村と都市 農村生活 農村の開発 都市の生活 都市の改善

産業

産業と國民經濟 農業 工業 商業 其他の産業

農業・工業・商業等の任務・要素及企業形態・産業組合・産業助成機關
等に説き及ぶべし

貨幣及金融

貨幣 物價 信用 金融機關

交通

交通道德の事に説き及ぶべし

第五學年 每週二時

國家

人類と國家 國家の要素 國體と政體 我が國家

皇室と臣民

天皇 皇位繼承 皇室典範 皇室と臣民 詔勅の事に説き及ぶべし

立憲政治

立憲政治 帝國憲法 臣民の權利義務

帝國議會

帝國議會 議員の選舉 議會の作用 政黨

國務大臣 樞密顧問

國務大臣 內閣 樞密顧問

行政官廳

行政官廳 行政官廳の種類 官吏

國法

國法 國法の種類 法の尊重 法と道德

裁判所

司法 裁判所 訴訟 調停 陪審

國防

國防 兵役 我が國の軍備 國防と國民

國交

國交條約 國際協同 國交と國民

財政

歳入と歳出 租税 官業 公債

我が國の産業

我が國の産業 我が國の貿易 資源の開発

人口と國土

人口と國土 拓殖と移住 海外發展

人口と國土の教授の際我が領土、租借地、委任統治の地域等の事に説き

及ぶべし。

社會改善

社會問題 社會政策 社會事業 社會改善

世界と日本

人類文化の發達 文化史上の我が國の地位 我が國の使命

注意事項

一、公民科ノ教授ハ事例ヲ成ルベク日常生活ニ於ケル經驗ニ求メ理論ニ偏セズシテ實際ヲ主トシ且道德的情操ノ陶冶ニカメ特ニ修身トノ聯絡ニ留意スベシ

二、本要目ハ土地ノ情況等ニ應ジ適宜斟酌シテ運用スベシ

以上ノ要目は文部省の説明通り、政治上、經濟上、社會上、の事項について編制されてゐるのであるが、この政治、經濟、社會の示す内容は決して狭いものではない。先づ我等は此の教授要目に準據して研究を進める必要がある。大體之等の内容に關して確實なる知識を持つやうになれば公民科の教師になり得る譯であるが、私には文檢公民科の受験者が單に夫だけの知識を有するといふだけでは合格し得るかどうか疑問である。何故ならば文檢は實際教授し得る能

力の有無を見るのであるから、この要目を活用する力がなければならぬからである。従つて文檢公民科の範圍は中等學校の公民科の範圍よりも廣汎であるといふことが出來やう。

それならば文檢公民科の内容は如何といふことになるが、以下之について考察して見やう。

昭和七年文檢規定改正の際、文部省から發表せられた説明によると公民科の内容は

倫理學（東洋・西洋） 國民道德 憲法 行政法（總論・各論） 民法（總則・親族及相續） 經濟學（原論・政策） 社會學 社會政策
とせられてゐる

なほ卒業生に公民科の中等教員免許狀を授與せられることになつてゐる學校即ち東京高等師範學校文科第一部、廣島高等師範學校文科第三部及各大學文科

に於ける履修學科目を調べて見ると大體之と一致してゐるのである。

それであるから本科の受験者は最初に中等學校公民科教授要目の内容について徹底した研究を進めると共に、更にその内容に關係する各専門學科目について系統的な研究をなす必要があると思ふ。

三 研究方針の確立と問題研究

○文檢に於ける豫備試験合格の意義

文檢合格に於いて最も難關はどこかと云へば、先づ豫備試験を擧げなければならぬ。文檢は豫備試験に合格しきへすれば、大體合格したものといつても差支へない。豫備試験に合格するだけの實力を持つてゐるものは、大抵本試験に合格出来るだけの實力があるといふ事にもならうが、通例豫備試験の合格者

は大體八割まで本試験に合格してゐるのである。それによつて見ても豫備試験を通過することは本試験の通過を意味してゐるといふことが出来るのである。殊に公民科に於ては、豫備試験の程度を高くして、本試受驗者の質を精選してゐるやうであるから、豫備試験合格者は本試験合格を保證せられたやうなものである。

此の意味から文檢の準備は、大體に於て豫備試験の準備をするといつてもいゝのである。従つて其の研究法は最も慎重に考へなければならぬと思ふ。

○研究方針確立の必要

それであるから受驗者は、確乎たる研究方針を確立して置いて、豫備試験までは嚴重にその案を實行しなければならぬ。

既に前二章に於て公民科の目的、内容を明かにして置いた筈であるから、之

によつても大體の研究方針は確立することが出来る譯であるが、しかし之だけでは不充分であることはいふまでもない。それは前述の材料によつて一般的研究方針は確立されるけれども、一年通過の爲の具體的方針が残されてゐるかである。この具體的なる研究方針の確立といふことは頗る重要な事柄であつて、私は合格不合格の分岐點はこの適否にあると考へてゐる。たとへ如何に立派な参考書を手に入れたとしても、たゞ漫然と読みふけて居たのでは到底成功は覺つかない事と思ふ。筆者は前に「讀書百遍義自ら通ず」の古語を引用して反覆熟讀の必要なことを説いて置いたが、其の反覆熟讀といふことにも、又方法がなければならぬ。徒に四五百頁もある大部分の書物をしかも十數部門に亘つて反讀してゐたのでは、時間を費す割合にその効果は見られないことであらう。

研究には研究の方法があり、急所がある。この方法を忘れ、急所を捉へない

であるのでは到底所期の目的を達することが出来ない。

○試験問題研究の必要

世には、其の専門の學問さへ研究して居れば、必らず文檢には合格出来るものと考へてゐる人があるやうである。これは一應は尤もなことであるが簡単に首肯することは出来ない。

文檢は先にも述べたやうに特別様式による知識の検査である。たゞある部門だけを、如何に精密に研究したからといって、それで直ちに合格出来るものではない。そのことは高文の合格者でさへも往々、舊法制經濟科に於て、或は今の公民科に於いて不合格の憂目を見てゐるといふ一例によつても明かである。

その意味に於て我々は、受驗科目の各方面に亘る偏頗なき知識の體系、即ち淺薄に流れず、しかも局部的に深きに失しないやうな知識を準備することが必

要なのである。

それならば、それに適合するやうな知識の範圍と深さを測定するにはどうすればよいか、即ち文檢の要求してゐる知識の真相を具體的に知るにはどうすればよいかといふ問題が生じて来るが、之は試験そのもの以外に求めても決して解決することの出来るものではない。それを最も手近に知るには過去に於て文檢受驗者が如何に試験せられたかを研究して見ることである。その爲には一方参考書によつて其の教科目の各部門の研究に没頭すると同時に、試験問題研究といふ一つの仕事をしなければならぬ。

○試験問題研究の方法

その研究の方法には種々の方法がある。過去に提出されたすべての問題を集めて見て、とにかくどんな種類の問題が出てゐるかと通覽するだけでも可なり

に大きな價値を有する。それだけして居れば

一、参考書を読んでゐる時に、茲は曾て試験に出たといふ自覺を起させるから、特別の注意が喚起される。

三、如何なる範圍の知識を試験されるかといふ漠然ではあるが、試験の行はれる領域がわかる。

それであるから問題をたゞ集めて、一應目を通したといふだけでも受験者に取つては相當の價値があるものである。

そこで集めた問題を

公民教育理論の問題

倫理學の問題

憲法の問題

行政法の問題

民法の問題

經濟原論の問題

といふ具合に、部門別に分類して、参考書と比較しながら研究するのも非常に効果の多い事である。それは

一、各部門のどの邊に研究せねばならぬ中心點があるかを教へる。

二、各部門の試験をされる知識の範圍はどの位の程度かと教へる。

三、自分の各部門の研究の、どの邊に知識の不足があるかを教へる。

又年度順に問題を次から次へと並べて比較して、縦の關係に於て問題を比較研究して見る研究の仕方にも極めて必要なものである。憲法の問題ならそれを單獨に年度順に並べて見るといふ方法である。すると

一、その部門のどの種の問題は幾回も反覆されてゐるから重大な要點だといふ確固たる自覺を與へる。

- 二、問題はそんなに多數あるのではなくて、一種の問題が時々姿をかへてあらはれるのだとの自覺を起して呉れる。
- 三、如何なる年度に如何なる問題が出されたか等、即ち時事問題の性質を發見することが出来る。

四、問題相互の關係から次の出題を豫想することが出来る。

その他の方法としては中等學校の教授要目に當てはめて見るといふ方法もある。之は先にも述べた通り公民科は特別の性質の學科であるから、教授要目を標準にして出題される可能性が多いのである。なほこのことは次章に詳述する心算である。

なほ公民科は施行以來僅かに二回を経たのに過ぎないから問題數は總計二十題に過ぎない。かゝる小數の問題によつてその研究範圍や程度を決定するのは危険であるから慎重に考慮せねばならない。その爲には、從來の法制經濟科、

或は本科と同一委員によつて行はれる高文の試験問題、各大學の試験問題、高等神職試験の倫理、文檢修身科の倫理問題等を參考にする必要がある。

○試験問題研究の實際

之で大體問題研究の方法は述べ終つたのであるが、參考になることが多いと思ふので煩雜にはなるが次に筆者の研究の實例を掲げることにする。公民科の試験問題は前述の通り問題が少いから共通の委員もあり、且前身とも見られる法制經濟科の問題を加へることにする。この研究は問題を部門別にしてしかも年度順に排列した、試験問題の系統的研究所でもいふべきものである。問題排列の都合上主要參考書の目次を借りることにする。

◇公民教育理論の問題（公ハ公民、法ハ法經問題ノ略）

公民教育（目次） 木村正義著

第一章 緒論

第二章 公民教育運動の起因

○公民教育の必要を論ず(昭九公豫)

第三章 公民教育の意義及目的

○公民科の目的を問ふ(昭八公豫)

第四章 公民教育の沿革

第五章 我が國教育制度と公民教育

第六章 公民教育の機關

第七章 公民教育の内容

第八章 公民教育と諸教科目との關係

○公民科と修身科との關係を問ふ。(昭八公本)

第九章 公民教育方法論

○公民科教授上留意すべき諸點を述べよ。(昭九公本)

第十章 公民科教員問題

註、便宜上項を略す。以下同

公民倫理の問題

中學修身卷三(目次) 友枝高彦著

第一課 自然と人

第二課 自然科學とその研究法

第三課 創造

第四課 常識

第五課 克己

第六課 節操

第七課 中庸

第二章 公民科の受驗的研究法概要

第八課 自律と他律

第九課 敬 虔

第十課 國家と國體

○國家の要素としての公民の意義を問ふ(昭八公豫)

第十一課 天皇と皇室

第十二課 忠君。愛國

第十三課 忠孝一致

第十四課 國憲・國法

○文化生活と遵法の精神との關係を問ふ(昭八公本)

第十五課 我が國の歴史

第十六課 國際協力

第十七課 國際的精神

第十八課 國際聯盟

第十九課 國際道德の實行

第二十課 國民精神作興に關する詔書

第二十一課 我が國の使命

中學修身 卷四(目次)

第一課 社 會

○國家の要素として公民の意義を問ふ(昭八公豫)

第二課 社會の發生と發達

第三課 社會意識

第四課 輿 論

○輿論と社會的制裁の關係を問ふ(昭九公豫)

第五課 風俗・習慣

第二章 公民科の受驗的研究法概要

第六課 社會制度

第七課 社會と道德

第八課 行爲と品性

第九課 良心

第十課 自由

第十一課 人格

○人格とは何か(昭八公口述)

第十二課 本務と徳

第十四課 道德の理論と實際

第十五課 道德と法律

○法律と道德との關係を明かにし特に兩者低觸の場合を論ずべし(明三六法豫)

第十六課 道德と經濟

○經濟と倫理との關係を明かにし經濟主義の本領に説及ぶべし(明三九法豫)

第十七課 道德と政治

第十八課 人生と藝術

第十九課 人生と宗教

第二十課 社會連帶

◎社會連帶の意義を問ふ

第二十一課 社會福祉

憲法の問題

帝國憲法大意(目次) 清水 澄著

第一章 國家

第二章 國體

○帝國憲法と國體との關係を説明すべし(大二三法豫)

第二章 公民科の受驗的研究法概要

第三章 政體

- 立憲政體の概念を叙述し特に我が政體の要項を明かにすべし(明三七法豫)
- 立憲政體の要件及效力を述べし(大五法豫)

第四章 憲法

- 憲法、法律及命令の意義竝に區別を論ずべし(明四一法豫)
- 帝國憲法の外國憲法と異なる主なる特色を論ずべし(明四四法豫)
- 憲法、法律及勅令の區別を論ずべし(大一一〇法豫)
- 帝國憲法と國體との關係を説明すべし(大一一三法豫)

第五章 天皇の國法上の地位

第六章 皇位繼承

第七章 攝政

- 攝政の性質、攝政を置くべき場合及攝政となるべき人を説明すべし(明四〇法本)

第八章 大權作用

- 憲法上の天皇の大權を略述すべし(明三九法豫)
- 條約及法律の意義を述べ且兩者の關係を説明すべし(大一二法本)
- 條約の意義及條約と法律との關係を説明すべし(大八法豫)
- 條約の性質及效力を述べ且我が國にては條約は如何にして締結せられ且何時成立するかを説くべし(大八法本)
- 條約と法律との關係を述べ且國際聯盟の何たるかを説明すべし(大九法豫)
- 憲法、法律及勅令の區別を論ずべし(大九法豫)
- 憲法、第八條及第七十條の緊急勅令の發令の要件を説明すべし(昭二法本)

第九章 領土

第十章 臣民

- 兵役の義務を説明すべし(明三七法本)

○立憲國に於ける國民と專政國に於ける國民と其の法律上に如何なる差異ありや(明四二法本)

○立憲國に於ける國民の參政權を論じ、之に對する我が現行制度を明かにせよ(明四三法本)

○國民の國家に對する義務を論ずべし(明四四法豫)

○帝國議會の保證したる臣民の權利を略述すべし(大四法豫)

○所有權の不可侵とは何ぞや、命令を以て所有權に對する制限を定むることを得るか(昭六法本)

○臣民の公法上の權利及義務を説明すべし(昭八公豫)

○國家と宗教團體との關係を論じ且現行法上神社は宗教團體と認めらるゝや否やを説明すべし(昭九公本)

第十一章 帝國議會

○生徒に講述する心得を以て帝國議會の性質及職權を通俗的に説明せよ(明三六法本)

○法律を制定するの手續を述べし(明三八法豫)

○豫算に關する議會の權限を論ずべし(明四四法豫)

○帝國議會の目的と其の職務とを説明すべし(大二法豫)

○帝國議會の豫算議定權を説明すべし(大六法豫)

○帝國議會の職務權限を述べ且帝國議會と國務大臣との關係を説明すべし(大一二法豫)

○豫算議定に關する帝國議會の權限を説明すべし(昭三法豫)

◎帝國議會の組織權限を説明すべし(昭八公本)

第十二章 國務大臣

○内閣及樞密院の地位を説明すべし(明四二法豫)

○内閣制度を概説して國務大臣の憲法上の責任に論及すべし(大六法本)

○國務大臣の地位及職責を論ずべし(大一一法豫)

○帝國議會と國務大臣の關係を説明すべし(大一二法豫)

○國務大臣の職務及權限を論ずべし(昭五法豫)

○國務大臣と各省大臣との關係を論ず(昭九公豫)

第十三章 樞密顧問

○内閣及樞密院の地位を説明すべし(明四二法豫)

第十四章 裁判所

○裁判所の權限を述べし(明三九法本)

○司法權獨立とは何ぞや。其の意義、其の必要なる所以、並に其の効果を平易に説明すべし(明四二法本)

○司法權の獨立及び裁判所の法令審議權を論ずべし(昭七法本)

第十五章 會計

○左の語の意義を説明すべし 手數料(大四法豫)

○租税の意義を述べ且直接税と間接税との區別を説明すべし(大五法豫)
○如何なる理由によりて或種の事業を官營とするや(大一一五法豫)

第十六章 豫算

○豫算議定に關する議會の權限を論ずべし(明四四法本)

○豫算の性質並に效力を説明すべし(大三法豫)

○帝國議會の豫算議定權を説明すべし(大六法豫)

○法律と豫算との關係を論ずべし(大一一五法豫)

○豫算の性質を論じ且帝國憲法第六十七條の意義を説明すべし(昭四法豫)

○豫算議定に關する帝國議會の權限を説明すべし(昭三法豫)

行政法の問題

日本行政法大意 (目次) 清水 澄著

第一編 總論

第二章 公民科の受験的研究法概要

第一章 緒論

○公權と私權との區別を述べ且私權の分類を擧げて之を簡単に説明すべし(大三法本)

第二章 官制

第三章 行政官廳

第四章 中央行政官廳

○内閣及樞密院の地位を説明すべし(明四二法豫)

○内閣制度の性質を論ずべし(明四三法豫)

○内閣制度を概説して國務大臣の憲法上の責任に論及すべし(大七法豫)

○國務大臣と各省大臣の關係を論ず(昭九公豫)

第五章 地方行政官廳

第六章 官吏

○小學校教員の法律上の地位を説明すべし(大二三法本)

○我が國に於て官吏が不法行爲によりて人民に損害を與へたるときは官吏若は國庫が之を賠償することを要するや(大一一四法豫)

第七章 地方公共團體

○自治制の大要を説明し特に自治制に對する國民の義務を論ずべし(明三六法豫)

○現時地方制度の大要を説明すべし(明四〇法豫)

○自治制度の精神を平易に説明し、左の意義を明かにせよ。公民、名譽職(明四一法本)

○左の者は如何なるものなるかを明かにすべし。市參事會、戶籍吏、名譽職(明四三法豫)

○地方自治の概念を説明すべし(大三法豫)

○市町村公民の要件及其の權利義務を述べし(大六法本)

○市町村自治制度の大要を説明すべし(大七法豫)

○我が國自治體の一例を擧げて其の行政組織の大要を説述すべし(大一一法本)

○市町村の自治制度の大要を説明すべし(昭二法豫)

第八章 營造物

○營造物の性質を説明すべし(明三八法本)

○營造物の觀念を説明すべし(大四法本)

○營造物の一例を舉げて其の如何なる物なるかを説明し且其の使用料の租税と異なる點を述べべし(大九法本)

○國の營造物と公共團體の營造物との區別の標準を示し、且一例を舉げて之を説明すべし(大一一五法本)

○公の營造物の意義及種類を略述すべし(昭四法本)

○市町村と小學校の關係如何(大一一三法本)

第十章 行政處分及公法上の契約

○行政處分の成立要件を述べ且之を取消し得る場合を述べよ(大一一〇法本)

○行政處分の無效及取消を論ずべし(昭五法本)

第十一章 行政上の強制手段

第十二章 行政監督

第十三章 行政訴願

○我が國に於ける訴願及請願の現行制度の大要を略述せよ(昭三法本)

第十四章 行政訴訟

○行政裁判制度の概要を説明すべし(明四〇法本)

第十五章 權限爭議

第二編 行政各論

第一章 財務行政

第二章 司法行政

第三章 軍務行政

第二章 公民科の受験的研究法概要

第四章 内務行政

○警察の觀念を説明すべし(昭六法豫)

◎現行法上神社は宗教團體と認めらるゝや否や(昭九公本)

第五章 外務行政

民法の問題

民法大要(目次) 遊佐慶夫著

第一編 總則

第一章 自然人

第二章 法人

○左の各語の意義を説明せよ、法人(大四法豫)

○法人の意義及公法人と私法人との區別を述べし(大八法豫)

○法人の性質及種類を論ずべし(大一一法豫)

○法人とは如何なるものなるかを説明すべし(大一一四法豫)

○法人の理事の性質及權限を説明すべし(大一一四法豫)

○法人の理事の性質及權限を説明すべし(昭三法豫)

第三章 物

○民法上に於ける物の意義を述べ且つその類例を擧げて之を説明すべし(大三法本)

◎物の意義及種類について(昭八公口述)

第四章 法律行為

○法律行為とは何ぞ(明三七法本)

○次の各語を説明すべし、禁治產者(明四〇法豫)

○無能力者とは何をいふか、後見の性質及び效力を問ふ(明四一法豫)

○左の語の意義を説明すべし 禁治產者(明四二法本)

○法律行為の意義を説明すべし(大六法豫)

- 民法に於ける代理の意義及効力を説明すべし(大七法本)
- 左の語の意義を説明すべし 無能力者(大八法本)
- 法律行為の意義を述べ、且成立要件につき説明すべし(大九法豫)
- 左の語の意義を説明すべし 代理(大九法本)
- 意思表示の何たるかを説明し、法律行為との關係を論ずべし(大一一〇法本)
- 行為能力を説明し、無能力者とは何たるかを説明すべし(大一二法豫)
- 法律行為が完全に成立する爲の要件如何(大一二法本)
- 法律行為とは如何なるものなるかを説明すべし(大一三法豫)
- 未成年者が成せる法律行為の効果を説明すべし(大一五法豫)
- 代理人の權限を説明すべし(大一一五法本)
- 意思と表示と一致せざる場合に於ける意思表示の効力を説明すべし(昭二法本)
- 妻の行為能力を論ず(昭五法本)
- 法律行為の成立要件及效力發生要件(昭七法本)

◎私法に於ける未成年者保護の制度を説明すべし(昭八公豫)

◎代理權の發生原因を説明せよ(昭九公本)

第五章 時 效

○次の語を説明すべし 時効(明四〇法豫)

○「時効」制立法の趣旨竝に其の概要を説明すべし(昭三法本)

○時効の意義及種類を略記すべし(昭四法本)

第二編 物 權

第一章 總 則

○物權と債權との性質及效力の異同を辨別すべし(明三七法豫)

○次の語を説明すべし 財産權(大一一三法本)

第二章 所有權

○所有權の不可侵とは何ぞや、命令を以て所有權に對する制限を定むることを得るや

第二章 公民科の受験的研究法概要

(明四六法本)

○次の語の意義を説明せよ 所有權(大四法豫)

第三章 用益物權

第一節 地上權

○次の語の意義を説明せよ 地上權(大五法豫)

○次の語の意義を説明せよ 地上權(大八法本)

第二節 永小作權

第三節 地役權

第四節 入會權

第四章 擔保物權

第一節 留置權

第二節 先取得權

第三節 質權

○次の語の意義を説明せよ 質權(大六法本)

第四節 抵當權

○抵當權の意義及効力を説明すべし(大五法本)

第五章 占有權

第三編 債權

第一部 總論

○物權と債權との異同及効力の異同を辨別すべし(明三七法豫)

○物權と債權との差異を説明すべし(大二法本)

○債權の特質を論じ其の物權との効力を異にする點を明示すべし(大一一法本)

○次の各語の意義を説明すべし(大二三法本)

第一章 債權の概念

第二章 債權の効力

第二章 公民科の受験的研究法概要

第三章 債權の譲渡

第四章 債權の消滅

第五章 多數當事者の債權債務

第二部 各論（債權原因論）

○債權發生の原因を説明せよ（明三九法豫）

第一章 契約

○契約の意義並に要素を説明すべし（大三法豫）

○左の語の意義を説明せよ。契約（大五法豫）

○左の語の意義を説明せよ。契約（大九法豫）

○契約の意義を述べ契約自由の原則を論ずべし（昭六法豫）

◎契約自由の原則を説明すべし（昭八公豫）

第二章 事務管理

○委任と事務管理との差異を説明すべし（大一一〇法本）

第三章 不當利得

○左の語の意義を説明すべし。不當利得（大四法豫）

○左の語の意義を説明すべし。不當利得（大七法豫）

第四章 不法行爲

○損害賠償の性質を説明し之と罰金、科料との異同を説明すべし（大一二法本）

○無過失損害賠償の原則は我民法上之を認め得るや否やを論ぜよ（昭六法本）

第四編 親族

○親族法及相続法に關する日本民法の特色を論ぜよ（明四一法本）

第一章 總則

○法律上家の觀念を説明すべし（大二法豫）

○左の語の意義を説明すべし。親族（大八法本）

第二章 公民科の受験的研究法概要

○左の語の意義を説明すべし。家族制度(大一二法本)

第二章 婚姻

○婚姻、離婚、離縁の意義を説明せよ(昭五法豫)

第三章 親子

第四章 親権

○左の語の意義を説明すべし。親権(大六法本)

第五章 後見

○後見開始の原因を説明すべし(明三八法豫)

○後見の重要なものを説明すべし(明三九法豫)

○無能力者とは何か後見の性質及效力を問ふ(明四一法豫)

○後見人を置く場合及後見制度制定の理由を説明すべし(明四四法豫)

第七章 扶養義務

第八章 戸主及家族

○法律上家の觀念を説明すべし(大二法豫)

○左の語の意義を説明すべし。家族制度(大二三法本)

第五編 相続

○親族法及相続法に關する日本民法の主なる特色を論ぜよ(明四一法本)

第一章 家督相続

○左の語の意義を説明せよ相続(大五法豫)

○家督相続と遺産相続とを説明すべし(明三七法本)

○家督相続及遺産相続の意義を論じ家督相続の主なる原則を述べよ(明四四法本)

○家督相続を説明すべし(昭二法豫)

◎家督相続と遺産相続の區別を説明せよ(昭九公豫)

第三章 相続の承認及拋棄

第四章 財産分離

第五章 相続人の曠缺

第六章 遺言

第七章 相続人の救済

○次の各語を説明すべし 遺留分(明四〇法豫)

經濟學の問題

第一編 總論

第一章 經濟學

○重農學派の經濟學說の要領如何(明四三法豫)

○重商學派の主張を説明すべし(明四四法本)

○重農學派の主張を説明すべし(大六法豫)

第二章 經濟學上の根本概念

第一節 經濟及經濟行爲

○經濟行爲と技術行爲との異同を説明すべし(明三八法豫)

第二節 欲望

第三節 財

第四節 富と財産

第五節 效用と價值

○效用と價值との關係を説明すべし(大一四法豫)

○效用と價值の關係を説明せよ(昭六法豫)

第六節 生産と消費

第七節 収益と利得

第八節 經濟の單位

第九節 經濟組織

○私有財産制度を是認する經濟上の理由如何(大一四法豫)

第二章 公民科の受験的研究法概要

第三章 國民經濟

○私經濟、國民經濟及社會經濟の意義を明かに經濟と技術との關係に論及すべし(明三七法本)

第四章 國民經濟發達の條件

○交通發達と國民經濟に及ぼす影響如何(明三八法豫)
○交通機關の發達が國民經濟に及ぼす影響を論述すべし(昭四法本)

第二編 生産

第一章 生産の意義

○生産の概念を明かにし其の種類に論及すべし(明三七法豫)

第二章 生産の要素

第一節 生産要素の種類
第二節 土地

○土地收穫漸減の法則の何たるやを説明し之と農業改良との關係を説明せよ(明三六法本)

○自然の生産に及ぼす効果を論ずべし(明三九法本)

○生産遞減法の何たるかを明にし之を制限する勢力に論及すべし(明四一法豫)

○報酬漸減の法則は商工業にも行はるゝや否や(大九法豫)

第三節 労働

○分業の經濟上に於ける利害を論ずべし(大二法豫)

○失業の原因及其の救済策如何(大五法豫)

○産業發達の現代に於て常に失業の免れざる理由如何(昭五法本)

第四節 資本

○活動性資本と固定資本の區別如何(明四二法本)

○資本の本質及種類を述べよ(大五法豫)

○資本の本質及種類につきて説明すべし(大六法豫)

- 所謂資本主義とは何ぞ、その本質を説明批評すべし(大一二法豫)
- 資本の本質及種類如何(大一四法豫)
- 資本の本質竝に資本主義の意義を解説すべし(昭四法豫)

第三章 生産の組織

第一節 企業の形式

- 商事會社の種類及び其の性質を通俗的に説明せよ(明三六法本)
- 企業の性質竝に種類を説明すべし(大三法豫)
- 企業合同の行はるゝ所以を論じ其の各種の形式を述べし(大五法本)
- 企業集中の趨勢を論述すべし(昭四法本)
- 大企業と小企業の利害得失を述べて産業合理化に論及すべし(昭五法本)

第三編 交易

第一章 交易概論

- 外國貿易の利害の利益と弊害を論ずべし(大三法本)
- 國民生活上に於ける必要品の供給を外國に仰ぐの利害如何(大五法豫)
- 銀貨高低の我國貿易上に及ぼす影響如何(大六法本)
- 投機取引の本質を明かにし其經濟上に於ける利弊を論ずべし(大七法豫)
- 國際貸借の内容及其場所につきて論ずべし(大八法本)
- 保護關稅の國民經濟上に於ける得失に就て論ずべし(大一〇法本)
- 爲替相場變動の原因を説明すべし(大一二法本)
- 貿易の均衡と國際貸借關係如何(大一四法豫)
- 國際經濟の意義及び其の成立の條件に就きて説明すべし(昭三法豫)
- 爲替相場變動の理法を論じて我が對米對支爲替の現状を説明すべし(昭四法本)
- 現代の如き世界經濟が出現するに至りし事情を歴史的に説明せよ(昭五法豫)
- 爲替相場高低の原因に就て解説せよ(昭二法豫)

註、本書には外國貿易及國際貸借に關する章なきため便宜此處に記す。

第二章 價・値

第三章 價格

- 物價高低の原因及效果を論ずべし(明三六法豫)
- 物價高低の原因及結果を論説すべし(明三八法豫)
- 物價騰貴の原因及結果を論ずべし(明四〇法豫)
- 不景氣と物價の高低との關係を明かにすべし(明四三法豫)
- 財貨の價格に關し需要供給と生産費とは如何なる關係を有するか(明四一法本)
- 我が國に於て却値段と小賣値段の差著しき理由を説明すべし(大一一法本)
- 貨幣と物價との關係如何(大十三法豫)
- 獨占價格及競争價格に就きて説明すべし(大一二法本)
- 貸銀と物價との關係につきて説明すべし(昭二法豫)
- 國民經濟上物價の騰貴下落又は安定の何れが最も望しきものなるや(昭五法本)

○獨占財貨の價格は如何にして決定せらるゝか(昭三法豫)

○獨占業者は其の供給品の代價を自由に定め得べしといふ。事實果して然るか(昭六法本)

○物價と利潤との關係を説明すべし(昭八公本)

○獨占業者は自由に價格を決定し得るといふが其の限界如何(昭九公本)

第四章 貨幣

○金銀兩本位の長所と短所とを説明すべし(明四〇法本)

○複本位と「グレシヤム」の法則との關係を問ふ(明四一法豫)

○貨幣の性質及職分を説明すべし(明四四法本)

○貨幣數量説を説明すべし(大六法豫)

○兌換停止の物價に及ぼす影響如何(大八法豫)

○「グレシヤム」の法則が本位貨幣と補助貨幣との間に行はるゝや否やを論ずべし(大一一法豫)

- 自由鑄造の意義並に其の効果を論ずべし(大一一五法豫)
- 貨幣の價值變動の程度は如何なる方法によりて之を測定するか(昭二二法本)
- 通貨の増加が社會各方面に及ぼす影響を問ふ(昭六法豫)
- 通貨の増加が産業界に及ぼす影響如何(昭七法本)
- ◎通貨膨脹の影響を説明すべし(昭八公豫)

第五章 信用

- 信用の發達と銀行の發達との間に於ける原因結果の關係を明かにすべし(明三七法本)
- 信用の性質を明かにし對物信用の特質に論及すべし(明四三法本)
- 信用の本質及種類如何(大一二法本)
- 我が國銀行制度には如何なる缺陷あるか之を匡正する方策を述べし(昭二法本)

第四編 分配

第一章 分配概論

- 分配の公平を論ずべし(大四法豫)
- 所得とは何ぞ。所得税に累進税法を税用する理由如何(大七法本)
- 所得の意義及種類並に所得税に累進税を適用する理由について説明すべし(昭四法本)

第二章 利潤

- 利潤の本質及其の利子との關係を論ずべし(大三法本)
- 利子と利潤の區別を説明すべし(大九法豫)
- 利潤の性質及由來を説明して物價との關係を論述すべし(昭四法豫)
- 企業利潤は何故に正當なりや(昭六法豫)
- ◎物價と利潤との關係如何(昭八公本)

第三章 地代

- 地代の高低と農産物の價格との關係を説明すべし(明三九法豫)
- 穀價と地代との關係如何(明四二法本)
- 地價の高低を決定する原因を明かにし課税の目的物としての法定地價の適否如何に論及すべし(明四四法豫)
- 地代と地價との關係を説明すべし(大二法豫)
- 地代の全廢は農産物の價格を低落せしむるや否や(大八法豫)
- 地代と穀價との關係を説明すべし(大一二法本)
- 地代發生の原因を説明せよ(大二三法豫)
- 運輸機關の發達は地代に如何なる影響を及ぼすか(大一一五法本)

第四章 利子

- 金利高低の原因及結果を論ずべし(明三七法豫)
- 利子存在の理由を述べ其の高低の原因を説明すべし(大三三法豫)
- 金利と企業との關係を説述すべし(大七法豫)

- 利子と利潤との區別を説明すべし(大九法豫)
- 金利の性質を述べて其の高低の生ずる所以を説明すべし(大一二三法本)
- 利息成立の理由を説明すべし(大一一四法本)
- 利子に關する諸學説を擧げて其の是認する理由を説明すべし(昭三三法本)
- 利子決定の原因を説明して時と場合に依り利率に相違ある所以を明かにすべし(昭五法豫)

◎質屋の利子の銀行利子よりも高率なる理由如何(昭九公豫)

第五章 勞銀

- 左の語の意義を説明すべし 賃銀の鐵則(明四一法本)
- 賃銀高低の原因を論ずべし(大一二法本)
- 勞働爭議の原因竝に救済策如何(大五法本)
- 賃銀と生活程度との關係を論じて最低賃銀制度に及ぶべし(大八法本)
- 「勞働は商品に非ず」の原則について論述すべし(大九法本)

- 賃銀は如何なる標準に依りて之を定むべきや(大一〇法本)
- 時間賃銀と個數賃銀との別を明かにし兩者の得失を論ずべし(大一一法本)
- 賃銀高低の原因を説明すべし(大一二法豫)
- 労働者の團結は賃銀の決定に如何なる關係を有するか又右の團結は賃銀基金説より見て價值ありと考へらるゝか(大一三法本)
- 現行賃金制度の利弊を論じ、其の改良を目的とする諸種の對策を論ずべし(大一五法本)
- 賃銀と物價との關係について説明すべし(昭二法豫)
- 機械の使用は労働者の生活竝に所得に如何なる影響を及ぼすか(昭二法豫)
- 最低賃銀の意義及理由に就て解説すべし(昭五法豫)
- 最低賃銀制の理由並に其の得失如何(昭七法本)

第五章 分配所得相互の關係

第五編 消費

第一章 消費概論

- 享樂消費と求益消費との區別を明かにすべし(明四〇法本)
- 消費の種類を擧げて之を説明すべし(明四四法豫)

第二章 家計

- 私人經濟と財政の異なる諸點を論ずべし(大二法本)
- 私經濟と公經濟の異なる點を説明すべし(大一〇法豫)

第三章 保險

- 社會保險の性質及効果を説明すべし(昭三法本)

第四章 生産と消費

- 生産と消費との關係を論じて勤儉貯蓄の必要に及ぶべし(明三九法本)
- 恐慌の原因及之に對する政策を述べよ(明三九法本)
- 過剰生産の意義を明かにすべし(明四〇法豫)

- 過剰生産の何たるかを明かにすべし(明四三法豫)
- 過剰生産の意義及其の實在如何(大四法豫)
- 恐慌とは何ぞや(大四法本)
- 恐慌に關する諸學說を概説せよ(大九法本)
- 不景氣の本質及原因如何(大一〇法豫)
- 一般的生産過剰の可能なるや否やを論ずべし(大一一法豫)
- マルサスの人口法則を説明すべし(昭三法豫)
- 金融恐慌の由來を説明して中央銀行の使命に論及すべし(昭三法本)

五、研究方針の確立と試験問題の種類

○試験問題研究の結果

試験問題の研究は第一章に述べたやうに種々の利益を我々に與へて呉れる。

私は貧弱な材料ではあるが、公民科實施以來の試験問題と過去二十ヶ年間の法制經濟科の問題を系統的に研究して見て、少からざる收穫を得ることが出來た。この試験問題研究の結果から得た收穫は大別して見ると次のやうなものである

- 一、公民科の研究範圍が明かになつた。
 - 二、試験問題の形式が殆んど一定してゐて同種類の問題が非常に多いことがわかつた。
 - 三、公民科の法制經濟方面の問題は法制經濟科の問題を反覆してゐる傾向がある。
 - 四、時局に關係する問題即時事問題が出題される傾向があること。
- 之等を具體的に研究することは研究方針確立の爲に參考になることが多いと思ふから次に相當詳細に述べて見やう。

○試験問題の種類と研究範囲

本章第二に説明して置いたことによつて讀者は大體の研究範囲は承知せられてゐる筈であるが、受験対策としての研究範囲を問題研究の結果について述べて見る。

前二回の試験問題を各部門別に分類して見ると大體次のやうである。

第一問 公民教育理論の問題

- 一、公民科の目的を問ふ(八年豫試)
- 一、公民科と修身科の目的を問ふ(八年本試)
- 一、公民教育の必要を論ず(九年豫試)
- 一、公民科教授上留意すべき諸點を述べよ(九年本試)

第二問 公民倫理の問題

- 一、國家の要素としての公民の意義を問ふ(八年豫試)
- 一、文化生活と遵法の精神との關係を問ふ(八年本試)
- 一、輿論と社會的制裁との關係を問ふ(九年豫試)
- 一、社會連帶の意義を問ふ(九年本試)

第三問 公法の問題

- 一、臣民の公法上の權利及義務を説明すべし(八年豫試)
- 一、帝國議會の組織權限を説明すべし(八年本試)
- 一、國務大臣と各省大臣の關係を論ず(九年豫試)
- 一、國家と宗教團體との關係を論じ且現行法上神社は宗教團體と認めらるゝや否やを説明すべし(九年本試)

第四問 私法の問題

- 一、私法に於ける未成年者保護の制度を説明すべし(八年豫試)

- 一、契約自由の原則を説明すべし(八年本試)
- 一、家督相続と遺産相続との區別を説明すべし(九年豫試)
- 一、代理權發生の原因を説明すべし(九年本試)

第五問 經濟學の問題

- 一、通貨膨脹の影響を説明すべし(八年豫試)
- 一、利潤と物價との關係を説明すべし(八年本試)
- 一、質屋の利子が銀行利子よりも高率なる理由如何(九年豫試)
- 一、獨占業者が自由に價格を左右し得る限界如何(九年本試)

以上の結果について公民科の研究範圍は大體公民教育理論、公民倫理、公法(憲法・行政法)私法(民法)經濟學の五部門に決定して誤ないと思ふ。その詳細については後篇に述べることにするが、この出題方針は現在までの各委員が交送されるか増員されるか等の事情が起らなければ將來とも變更されるやうなこ

とはあるまい。各部門専攻の委員が夫々一問宛擔當して出題するのであるから専門外の他の部門からの出題は一寸考へられないのである。

受験者はこのやうに研究範圍が明かになつたのであるから、この五部門について偏頗なき研究を進めねばならぬ。從來の法制經濟科時代の舊觀念から兎角法制經濟方面の三部門のみが重視される傾向があるけれども、本科としては五部門とも同じ地位にあることを心得て置く必要がある。殊に法制經濟方面の學問を研究された受験者が、公民教育理論、公民倫理方面の準備を忽にして思はぬ不覺を招いたといふ話も實際に聞いているが、他山の石として必要なことではあるまいか。

又修身、教育或は他科の合格者は公民教育理論公民倫理方面は復習程度の準備で合格は可能であらうから、他の法制經濟方面の三部門に對して準備の重點を置くべきであらう。事實公民科の合格者には修身教育方面の免許狀所有者が

多く、或は數學、英語、國語等の免許狀所有者も見られるのである。

○問題の形式と出題傾向(第四問題研究参照)

公民科は何分未だ二回の試験を経たに過ぎないから、輕卒にかゝる標題について解説することは危険であるが、單に筆者の觀察として述べて見ることにする。

一、公民教育理論の問題

今までの問題はすべて公民教育の目的に關する問題に限られてゐる。當分の間は本科の使命を明かにする爲に公民教育の意義、内容、公民科の目的等に關する問題が多く出題され、漸次教材論、教法論、訓練論等に這入つて行くのではないかと思はれる。

二、公民倫理の問題

本科の部門中最も出題範圍の不明な部門である。然し從來の試験問題は倫理の分類から見ると社會倫理に屬するものが多い。この傾向は本科の目的から見て將來も持續するのではないかと思ふ。殊に社會人として必要な倫理、即ち公民倫理或は公民道德とでもいふべき問題が中心となるのであらうと考へられる。

三、公法の問題

公法は他の私法經濟科の内容であつた。従つて公民科の此の部門も法經科の夫と比較して見ると種々の指針を得ることが出来る。最初に法經科時代の本部門の問題を分類し研究して見ると、常に同種類の問題が反覆して出題されてゐたことが發見されるのである。その詳細な點に關しては前掲の「問題研究の實際」の項に明かにして置いたが、之を見ると本部門の中心をなす問題は或は三十題に満たないのではないかと考へられる。この三十題位の問題が姿を變へ、或は全然同一の形式のまゝ繰返し出題せられてゐるのである。此の傾向は公民

科になつても繼續してゐることが見出される。即ち前二回の問題は殆んど法制經濟時代に何遍か出題されたものと同種類の問題なのである。今例を昭和八年豫備試験の問題(第一回)

○臣民の公法上の權利義務を説明すべし
に取つて見ると、之と類似の問題として

○兵役の義務を説明すべし(明三七本)

○立憲國に於ける國民と專制國に於ける國民と其の法律上如何なる差異ありや(明四二本)

○立憲國に於ける國民の參政權を論じ之に對する我が現行制度を明かにせよ(明四三本)

○國民の國家に對する義務を論すべし(明四四年)

○帝國議會の保證したる臣民の權利を略述すべし(大四豫)

○所有權の不可侵とは何ぞ。命令を以て所有權に對する制限を定むることを得るか(昭六本)

等か出題されてゐる。この點から見て舊法制經濟科時代に出題せられた部分を殘らず研究して置くならば、本部門の準備は略八分通りまで完成したといふことが出來やう。

又問題の傾向として第二回(昭和九年度)には豫試、本試共に一問で、憲法行政法兩部門からの解答を要するやうな問題が出されてゐるのであるが、之は準備上憲法、行政法を各獨立したものとしないうで常に兩法を相關的に研究する必要があるとの暗示を與へてゐるのではないかと思ふ。

四、私法の問題

私法、主として民法の問題であるが、この部門は本科中で最も廣汎な範圍を有する部門である。従つて本部門こそ最も適切な研究方針の確立を必要とする

ものであらう。然しこの部門も法制經濟科時代に存在したものであるから問題研究には都合がよい。

先づ法制經濟科時代の問題傾向を調べて見るに之も公法と同様な結論に達することが出来る即ち問題が、或部分に集中せられて、同一種類の問題が反覆される傾向があるといふことであるこの最も著しい例は法律行為に關する問題が二十八年間に十八題も出題せられてゐることであらう。

公民科の問題も嘗て法制經濟科に於て重要な部分として數回出題せられた部分からの問題が多いやうである。之も例を第一回の豫備試験の問題

○私法に於ける未成年者保護の制度を説明すべし

に取つて見ると、法制經濟科の問題から同種の問題として

○無能力者とは何をいふか、後見の性質及效力を問ふ(明四一豫)

○無能力者の意義を説明せよ(大八本)

○行為能力を説明し無能力者とは何たるかを説明すべし(大十二豫)

○未成年者が爲せる法律行為の効果を説明すべし(大十五豫)

等が見出されるのである。

更に第一回本試の問題

○契約自由の原則を説明すべし

が二年前の昭和八年法經科本試に

○契約の意義を述べ、契約自由の原則を論ずべし

として出題されてゐるのを見ても如何に問題研究の重要であるかが、了解せられるであらうと思ふ。この意味から本部門に於ても公法と同様に過去に出題された部分の徹底的研究が合格の捷路であるといふことが出来る。

尙本部門の新しき傾向として、たとひ法制經濟科の問題と同種の問題であつても、公民科に於ては、常に多面的の解答が要求せられてゐることを研究上

の考慮に入れなければならない。例へば

○私法に於ける未成年者保護の制度を説明すべし(昭八豫)

○代理權の發生原因を説明せよ(昭九本)

等の問題は、總則の法律行爲の部に這入る問題であるが、親族の後見制度及親權等の研究が充分でなければ、完全な解答を期することが出来ないであらう。

五、經濟の問題

この部門も法制經濟科と共通のものであり、且擔當委員も公法と共に同一人である。この點から法制經濟科時代からの問題を研究することが得策である。前に公法及私法について述べたことは本部門についても同様であるといふことが出来る。即ち經濟科も同一形式の問題が反覆して出題せられるに過ぎないのであるから、既出問題を研究して嘗て出題せられた部分に全力を集中すれば合格の捷路をたどることが出来るといふことである。

經濟の問題で最も多く出題せられたのは、交易篇の價格に関するもので、二十八年間に實に十一題の多きに達してゐるのである。

又問題研究の結果が如何に受驗者に幸運をもたらすものであるかといふことに就いて、此の部門では實に面白き例を見出すことが出来るのである。即ち昭和八年本試の問題

通貨膨脹の影響を説明すべし。

が、昭和七年度、昭和六年度と三回連続して出題せられてゐることである。

○通貨の増加が社會各方面に及ぼす影響如何(昭六豫)

○通貨の増加が産業界に及ぼす影響如何(昭七本)

更に昭和九年本試の

○獨占業者は自由に價格を決定し得るといふが其の限界如何。

といふ問題が法制經濟科昭和六年本試に於て

○獨占業者は其の供給品の代價を自由に決定し得べしといふ。事實果して然るか

として課せられてゐるのである。

尙問題研究の結果から、試験問題が、時局と密接な關係を持つてゐることが知られる。前述の通貨膨脹の問題提出の時が世上にインフレーションの聲が喧しかつた折であることに想到するならば、かゝる問題が出現する事情が明瞭に理解せられるのである。

時事問題については此の外に他の部門からも例を拾ふことが出来る。それは大正八、九年歐洲戦争の講和條約締結前後の試験に於て

○條約の意義竝に條約と法律との關係を説明すべし(大八豫)

○條約の性質及效力を述べ且我が國にては條約は如何にして締結せられるか(大八本)

○條約と法律との關係を述べ且國際聯盟の何たるかを説明すべし(大九豫)
等條約に關する問題が連續出題せられてゐるのが之である。

○研究の重點

以上述べた所によつて、過去の試験に於て如何なる部分が重要視せられてゐたか、明かになつたことと思ふ。受験者はこの問題研究の結果と直接參考書の研究とによつてその重點なる部分を決定することが出来る筈である。この重要部分を決定すること、重要部分の研究に主力を注ぐこと、之が文檢短期合格の秘訣である。

然し此處で注意しなければならないことは嘗て一度も試験に出題せられたこととはないが重要な箇所が在るといふことである。尤も之は參考書を二、三遍通讀すれば明瞭に理解せられることと思ふから特別に指摘することは差控へて置くことにする。それからこの重要な部分に主力を注ぐといふことであるが、

之は始めからその部分だけを研究せよといふのではない。一冊の参考書に手を着けたならば先づ二三遍は通讀する必要があらう。この結果大體の内容が、把握せられたならば、文檢に直接關係のない部分を省略して行くのである。そして最後に重要個所として残つた部分に對して十二分に研究し縦横に會得して置くことである。

六、問題解答の深さの程度は如何

○研究の深さの問題は慎重に研究せよ

以上叙述した所によつて、本科の準備は如何なる部門を如何なる範圍に於て研究すればいゝかといふ點は明確に定められたのである。

然し、まだ此處に考慮しなければならぬ問題が一つ残つてゐる。それはその領域研究の深さの問題である。研究對象の領域が決定されたとしても、それ

をどの程度に於て研究して置くかは、受験者にとつて相當重要な問題であらう。受験者がすべての部門に對して最深の研究を完成してゐることは最も望ましい事ではあるが、一年や二年の短日月に於いて十數部門の内容を有する本科の内容を其處まで研究することは到底不可能な事である。そして試験委員に於ても決して其處まで要求してゐるとは考へられない。文檢は一種の高等常識の試験であつて、眞の學問的研究から見れば單なる入門にしか過ぎないからである。しかるに、受験者の中には無暗に各部門乃至は一部門のみを深刻に研究して、これだけ勉強してゐるのになぜ合格しないかといふやうな疑問を抱き、或は失望の淵に陥つてゐる人も少くないやうである。それは研究の深さを知らない所から來る悩みでなければならぬ。

其の學術的研究に没頭してゐる人達の中には或は、所有權の研究のみに十數年の日子を費し、或は入會權の如き部分の研究に一生涯を培してゐるものさへ

あるのである。學問は其の各部門を存分にきはめて行けば、殆んど無限の廣さと深さをもつてゐるもので、その研究に何代を費しても決して完了する時のないものである。

學問はこのやうな性質のものであるから、ある特別の部門を如何に研究してゐたとしても、決して安心出来るものではない。この點から文檢は如何なる點まで研究を深めるか、といふ問題の解決が出来ないうちは合格を豫想することは不可能なのである。文檢合格の秘訣は、文檢に於ける最低限度の知識はどの部門にも偏頗なく準備して置くといふことである。

つまり特別な部門の研究が深くても各部門に偏頗なく知識が行渡つて居なければ決して合格することは出来ないのである。

それでは各部門に對して、如何なる深さの程度に於て知識を準備して置けばよいか、これも研究方針確立上、缺くことの出来ない條件である。

○問題解答の深さの標準

この問題を解決するには、形式的な立場からするものと、實質的な立場からするものとの二種がある。

實質的な立場で、研究の深さの程度を定めやうとするのは、中等學校の教科書を十分にこなせるかどうかを標準にしやうとするものである。つまり檢定試験に合格するものは、中等學校に於ける當該科目の教授者たり得るといふ事を意味するものであるから、該科目の教科書が十分にこなせる程度に研究して居れば、文檢は當然通過せねばならぬといふのである。従つて受驗者の研究の深さの程度も教科書を参考にしながら、常にこれの充分なる活用の出来る程度に研究がなされなければならぬといふことは前述の通りである。そして夫以上に深刻に研究するといふ事は、單に文檢合檢だけを目的としてゐるものの心掛

くべき事ではない。

次は形式的の立場から深さの程度を定める方法である。これは問題の解答に與へられた時間から打算するのである。公民科では四時間五問題といふのが豫備試験、本試験共に例になつてゐる。それで一問題の解答時間が大體四十八分といふことになる筈である。此の立場から見れば四十八分の時間とにかく纏つた一つの答案として提出出来る程度に研究されてゐればいゝといふ結論に達するのである。此の立場について今少しく説明して見やう。

假りに普通の人が四十八分間に休みなくペンを走らせたとした所で其の書き得る分量は知れたものである。先づ半紙四枚も書ける人は最も速筆の方であらう。普通の人ならば先づ三枚見當の所である。そこで一問題の解答内容は三枚と見て、三枚に書き得るだけの内容が準備されて居ればいゝといふ事になるのである。此の點から考へて、研究の深さは各種問題に對して、半紙三枚も書け

るだけの研究があれば十分だといふ事になるのであるから、試験の深さは大體見當がつく。つまり高度の學術試験ではなく、高等常識即ち概論程度の試験でなければならぬといふ結論に到達するのである。

前に擧げたものでもわかるやうに、文檢の問題は極めて内容の廣汎な問題が多く、徹底的に書けばどんなにでも深く、何十枚書いても書き足りぬ程度のものである。それを僅か三四枚で片付けやうといふのであるから、其の問題に對する解答としては極めて概念的なものにならざるを得ない。

○最近の方法

とにかく問題解答の深さの程度は、このやうにして決定することが出来るのである。しかしそれでもなほ納得出来ないならば、自分で出来さうな問題を、先づ参考書を見ながら書いて見るといゝ。それを更に三四十分程度で書き得る

程度の範囲に縮小してどの程度の答案になるかを検討して見れば自ら解決出来ることと思ふ。恐らく其處に現れた答案は一般的概念的なる一種の常識的知識にしか過ぎないであらう。

これで受験者は、受験勉強の方針は確立出来た筈である。しかし之ではまだ具體的には會得出来ない點もあらうと思ふから、その研究の範囲を具體的に揭示しながら、研究の深さ、方法等を叙述する事にしやう。

七、研究の一般的過程

○種々の研究過程や順序

研究の過程は人々が皆勉強の形式に一定の個性を有し、一方其の各人の持つてゐる職業其の他の制約によつて時間の利用等も一樣でない以上、萬人萬様であるのが順當であらう。多くの受験者の手になる受験記に現れた研究過程も種

々ありて、決して一致してゐないのを常としてゐるが、これは既に充分これを物語つてゐるものである。

故に研究過程に特別な一定の形式を萬人に共通なるものとして與へんとするのは、そこに多少の無理を免れぬ點があるやうに考へられる。各人は各々その自己の有する勉強の形式に従ひ、其の特別な時間や環境の制約の下に獨自の方法を以て研究を進めることが最も至當であつて、各人を無理に一定の研究過程中に導入して、その自由な研究を外部から束縛規制しやうとする事は不合理であらう。

しかし本書は一ヶ年通過の準備法を述べることを目的としてゐるので其の方法の具體的なるものを提示する責任がある。それで此處に述べる方法は決して筆者の獨斷的なものではなく、筆者の體驗と諸先輩の指導によるものであるから、相當信用して戴いて差支へないと信ずる。

○研究過程案

前述のやうに文檢公民科は大體一ケ年の日子をもつて略合格圏内の研究を完了することが出来るものであるからこゝに述べる方法は、大體豫試験終了までの期間を一ケ年としたものである。私は研究過程を決の三段階に分つことを妥當であると思ふ。

第一段階 (凡そ四ヶ月)

教科書の徹底的研究と中心参考書の通讀の時期

第二段階 (凡そ六ヶ月)

中心参考書の徹底的研究と補助参考書の研究の時期

第三段階 (凡そ二ヶ月)

思想の統一と擬答案練習の時期

之は大體の標準を示したものに過ぎないから人によりては第一段階を三ヶ月にして、第二段階を七ヶ月にするといふやうなことは一向差支へない。たゞ研究の順序を省略して飛躍的研究を試みることだけは禁物である。

第一段階

此の段階の任務は次の通りである。

- 一、教科書を全課に亘つて徹底的に研究すること。
- 二、中心参考書を通讀すること。

此の時期は本科の入門であり、基礎的研究の時代であるから、以上の書物は念入りに通讀して如何なる部分でも讀落すことのないやうにしなければならぬ。殊に教科書は寸分の隙間もないやうに研究し理解して、記憶に力める必要がある。

中心参考書は二三回通讀して概觀的な知識を修得することが出来たならば、

重要な個所、或は難解なる部分には、赤インキで傍線を施し、或は欄外に要點を抜書して置くといふやうなことも効果が多いものである。之は次の時期に補助参考書と参照する際にも、ノートを作製する際にも都合がよく、殊に應試直前の讀書には随分役に立つものである。

次に研究の順序であるが、之は最初に公民教育理論の研究をなすべきである。之によつて本科の目的、使命等を明確に把握して置かなければ、本科の獨自性が理解出来ぬから、他の部分の研究も夫々に分離して、本科の内容として密接に結合せしめることが困難になると思ふ。最初に本部門の研究によつて其の趣旨を理解し、何處までも公民科としての知識を修得すべく、法制的、經濟的の知識として修得してはならない。公民教育の次に研究をするのは公民道德である。之も本科の目的から始めに明確な知識を持つてゐることが必要なのである。この二部門の研究が終れば後の三部門はどれから始めても構はない。しかし問

題順に公法、私法、經濟といふ順にするのが最も都合がよからう。殊に公法と私法の研究は連続してなす方が望ましい。それは兩者の性質から、法律的の術語や、思考の方法等に共通なものが見出されるからである。

此の段階は教科書が全部理解され、中心参考書が大體記憶された時を以て終とする。

勿論此の時期に教科書と中心参考書の内容が全部理解され、記憶されることは望ましい。然し僅かの日で之だけの仕事を完了出来る人は一寸少からう。中心参考書が大體理解された程度とは、先づ既出問題が五分通り解答出来る程度でよからうと考へる。研究も此の邊まで進んで來ると、自分に理解出来ない個所も明瞭になり、参考書も更に詳細なものが必要とするやうになるのが常である。そして此の時期に、たとへ不明な個所或は難解な點があつたとしても、其の儘に残して次の段階に進んでよい。

第二段階

第一段階に於て、既に文檢受験の基礎は確立された筈である。故に忠實にその過程の研究を終了した人であれば、これだけの知識でも略、合格圏内に這入つてゐる譯である。しかし之だけの研究ではまだ充分とはいふことが出来ない。更に此の基礎の上に立つて、一層確實なる知識の修得に努めなければならぬ。之が第二段階の仕事である。此の段階は研究上、最も重要な過程であるから、受験者は此の時期に於て充分實力を附けなければならぬ。

此の段階に於てなすべき仕事は次のやうなことである。

- 一、既出問題を研究して其の形式を知り、如何なる部分が重要であるか、その研究の重要事項を明かにすること。
- 二、中心参考書を精讀して充分なる理解と記憶に力めること。
- 三、補助参考書によつて、中心参考書の難解な點、不明な事項を解決し、不

充分な事項を補足すること。

四、必要個所を抜粋してノートを作製し、知識の整理に資すること。

第一項に關しては前述の通りであるから、重複することを避けることにする。第二項に就て本書中に挙げたものは、比較的小冊のものが多から、此の時期に充分理解して記憶して了ふやうにするのである。之を一層完全にする爲には、どうしても補助参考書が必要になることと思ふ。補助参考書は中心参考書と比較して、かなり大部のものが多から、之を中心参考書と同様に研究することは、短時日には困難な場合が多いと思ふ。其處で補助参考書は何處までも中心参考書の内容を補足して行くといふ意味で、中心参考書と對照して、辭書代りに使用して行くのが良からうと思ふ。此の際に必要な事項は中心書の欄外にでも記入して行くといふやうにしたならば、後の研究に便宜が多いと考へる。此の時期の仕事は以上の通りであるから、たゞ之を反覆して行くのである。

之に飽きた時には、自分で出来る問題だけでいゝから、試験問題の解答を書いて見ることもよいと思ふ。

第三段階

此の段階は整理の時期である。既に第一、第二の段階に於て相當の研究を終つたのであるが、今までの研究は部分に行はれたのであるから、此の段階で夫等の知識を系統的に組織すると共に、記憶を一層正確にするのである。その爲に此の段階でなすべき仕事は次のやうな事である。

- 一、ノート、中心書の反覆によつて記憶を一層確實にすること。
- 二、重要問題を撰擇して、答案練習をなし、發表力を練磨すること。

此の時期に這入つたならばもう大部の参考書等を讀んでゐる暇がない。精撰された内容を盛つたノート、或は提要等を利用して今までに得た知識を一層確實なものにするのである。そして重要な事項はノートそのまゝ、提要そのま

まの内容が頭に浮ぶ程度にならなければならない。その爲には一方に答案練習の必要がある。この答案練習はたゞ發表形式を知り發表能力を練磨するばかりでなく、思想の統一を助け、知識の不完全なる部分を自覺せしめるのに與つて力あるものである。故に問題でなるべく重要なものを選び、數多く練習して置くといふことが必要である。尙その際には次の様な諸點に注意すべきであらう。

- (イ) 答案の内容が問題の要求點と合致してゐなければならない。
- (ロ) 表現が論理的であること。即ち論旨が前後一貫してゐなければならない。

(ハ) なるべく洗練された用語を使用し、冗漫な叙述を避けること。

(ニ) 文字は丁寧正確に認めること。

(ホ) 記述の形式等も大いに考慮すること。

之等の事項に注意して練習して置くことは、直接試験場に臨んでの利益が大

きいものである。問題練習はなるべく實際に筆を執つて解答を認めて見るといふことが望ましいけれども、時間に豫裕がなければ、要項だけでも頭の中に描いて見るといふだけでも、相當効果は多いものである。

之だけの準備が完了したならば一年の日子で、必ず合格出来る筈である。以下各部門について、研究方法を具體的に述べることにする。

第三章 公民科各部門の研究方法の 具體的叙述

一、緒言

それでは前述の一般的研究過程を基礎にして公民科各部門の具體的な研究方法を述べて見やう。之について最初に考へなければならぬことは、如何なる参考書を選択して如何に研究を進めたらよいかといふことであらうが、之は頗る重大な問題であつて、單に合格者の受験記にのみ頼つたり、或は受験者の獨斷的な立場からなされるならば極めて危険なことであり、勞力から考へても、經濟的に見ても損失の多くなり勝なことを自覺せねばならない。

最も良い方法は附近に合格者がある場合には参考書の選擇も研究の方法も一切相談して指導して貰ふことである。更に一段と研究が進んで擬答案練習の時期に這入つたならば、一層指導者を求めて懇切に指導を受ける必要がある。

此處では指導者を持たない諸君の爲に、私の體驗と諸先輩の經驗談とを基礎

にして最も合理的であると思はれる参考書の選擇や研究方法について述べて見たい。

尙私は準備時代に練習問題の必要を痛切に感ぜられたので各部門毎に夫を附記して置いてから研究途上に於ける知識整理の爲に或は研究完了後の擬答案練習の際に利用して戴きたい。しかし夫等の問題はなるべく重要問題を適記した心算ではあるが、豫想問題の全部ではないのであるから讀者諸君自ら問題を作製して補充せられんことを希望する。

二、公民科教材の研究法

最初に公民科教材の研究方法を述べることにする。

文檢公民科は中等學校の公民科教員としての資格試験であるから、受験者は先づ中等學校に於ける公民科教材について確實なる研究をなさなければならぬ

い。試験の實際について見ても、公民教育擔任の木村委員は二回共口述試験に於てかなり詳細に公民科教授要目の内容を試問されてゐる。その際答へることの出来なかつた受験者に對して「君は公民科の教授要目を研究したか。そんなことで公民科の教員になれるか」との注意があつたさうであるが、もつともなことである。そればかりでなく、その他の各部門に於ける試験問題も、その専門の學科目に於ける理論的體系の中より出題するといふよりも、生徒の實際生活を基礎とした具體的な事項即ち教授要目の中から出題するといふ傾向が認められる。この意味から見ても、受験者は先づ教授要目に就て明確なる知識を準備し、その題目を見たならば大體教授事項が頭の中に浮ぶ程度になつてゐる必要がある。

公民科教材の研究には先づ適當なる教科書を選択して通讀するのがよい。他科に於てもさうであらうと思ふが、公民科の準備に於ても「教科書に出發して

教科書に歸れ」といふことは受験者の鐵則であらう。後に述ぶる各部門の研究中にも絶えず教科書を併讀することは、その部門の知識の復習にもなり整理にもなることであるから絶えず之を繰返すとよい。

教科書は大概二百頁位の上下物でしかも、大文字で印刷されたものが多いから、一遍通讀するのにそんなに時間を費すものではない。

中等學校用の公民科教科書として發行せられてゐるものは補習學校用まで加へると大體百種位の數に上るであらう。之等の内容は大體文部省の教授要目に準據して編述され、しかも文部省の檢定済のものであるから大同小異のものといふことが出来る。けれども著者によつて叙述の方法が異なり、その專攻の學問に差がある爲に夫々の特徴を有してゐる。之に就て東北帝大教授廣濱嘉雄氏が雑誌教育誌上に「公民科教科書閻魔帳」として、又文部省前圖書發行局長山崎岸二氏が公民教育誌上に「公民科教科書批判」として發表されてゐるものを

讀むと相當内容について誤があるやうである。しかし之等はその教科書全體の誤謬ではなく、その内容の一部分であるから讀者の研究が進行するに従つて發見出来る程度のものである。又夫等の誤謬を發見出来る位の實力を有してゐることが公民科教師としては必要であらう。

このやうに多種類の教科書が發行されてゐるのであるが、本科受験者としては

木村正義著 中等公民科教科書(上下) 富山房を選べば十分である。本教科書は單に著者が試験委員であるからといふばかりでなく、公民科教科書中の名著であるから、受験者の參考書として是非とも一讀する價值のあるものである。尙木村氏は中等學校に於ける公民科設置の發案者であり、且現在試験委員であるのであるから本書を參考書とすることは受験者として一層好都合であらう受験者にとつて直接準備上の參考になると思ふから、その序文の一節を次に

抜粹して見やう。著者は本書編纂の念願として

- 一、中等諸學校の公民科要目に準據して各題目を叙述するにあたりては、出来るだけ生徒をして日常の生活經驗を回想せしめ、心境をそこに導き、それより漸次展開することにとめたことである。従つて演繹的説明はなるべく避けて歸納的ならしめ、注入を排して開發を主とした。
- 二、苟も必要を認むる事項はつとめて網羅し新しき制度新しき問題を探り入れたるため他の教科書に比し、廣汎に亘りたる部分多きも、公民科教科書としてはむしろその適切なるを信じたがためである。
- 三、各章毎に問題を掲げ生徒の自學自習の指導と便要とを圖り、實際問題に接觸せしめて正しき判斷力の養成に努めた。
- 四、殊に全巻を通じて一貫せる精神は個人と社會との關係を明かにし、政治經濟その他社會生活に關する理解と信念とを與へて、共存共榮の本義を會得せしめ、公共の爲に奉仕し協同して事に當るの氣風を養ひ、以て善良有意なる立憲自治の民たるの素地を育成せんと努めたことである。

と述べ又

しめ、公共の爲に奉仕し協同して事に當るの氣風を養ひ、以て善良有意なる立憲自治の民たるの素地を育成せんと努めたことである。

公民科教授の前提として教師も生徒も共に留意すべきは、一、生徒は現に若き公民である。二、クラス、學校は一小社會である。といふことである。教授にあたりては常にこのことを念願に入れ、先づ青年公民としての素質の育成に努め、事例を生徒の日常生活に於ける經驗の範圍に索め、終始現實の生活と對照せしめ、又クラス・學校の共存社會たるの實を擧ぐるに努めねばならぬ。

と述べて居られるが、之を熟讀するならば、木村氏の公民科教授に於ける主張を理解することが出来、又我等公民科教師として進むべき大道を發見することが出来るであらう。

此の書の外に出色あるものとして受驗者に使用せられてゐるものに

河田 嗣郎著 最近公民科教科書 開成館

戸田 貞三著 現代中等公民教科書 中文館

等があるけれどもまづ購入の必要はあるまい。

更に公民科教材を深く研究する爲には教材の解説書を読む必要がある。此の種の参考書は現在既に數種類發行せられて居り、將來も又續々發行せられることと思ふが、手頃のものとしては

山崎 犀二著 公民科新講 東洋圖書

がよいと思ふ。著者は文部省圖書發行課長として、公民科教科書を全部檢閲せられてゐる方である。内容も相當に詳細に叙述されており、且學術的に記述されてゐるから教材解説書としては大體事足りることであらう。

教材研究の爲には最小限度この二冊を購入すれば先づ十分であるが、更に一

層詳細に教材を研究しやうとする方の爲に二三参考書を擧げて置かう。

師範教育研究會 公民教育講座 山海堂

戸田貞三監修 公民科大講座 中文館

この二著は講座として一年間に亘つて配つて配本せられたものであるから相當詳細に叙述せられてゐるがかなりの大部のものである。個人の著書としては

廣濱 嘉雄編 公民科資料大成 明治圖書

千葉敬止、森茂著 公民科精義 教育研究會

北澤種一、倉澤剛 公民科の教材研究 帝國教育會

等がある。又

文部省普通學務局編 最新公民科資料精説 帝國公民教育協會

は文部省主催の公民教育講習會の講義を印刷したものである。講師は斯界の權威者で、各専門の部門について講義されたものであるから余力のある方は是

非一讀せられることを希望する。

前述の諸書と異色あるものに

大日本學術協會編 公民科要義 モナスがある。此の書の特色は教授要目を分析的綜合的に研究して、社會、國家、憲法、行政、自治、經濟、國際の八大項目に分ちて説明し、更に全體に通ずる理論を研究する爲に公民科教育概論を加へた點である。此の書中で最も必要なのは最初の公民教育概論の部である。之は教材研究ではなく次の公民教育理論の部に入るが、種々の必要な事項を簡単に説明し、殊に各種學校に於ける、公民科教授要目が集録されてゐることなども餘程參考になる。他の教材編は少し簡単に過ぎる傾向がないでもない。ノートを作製しない方はノート代用を使用すると便利である。但し公民倫理の部がないことが缺點である。

三、公民教育理論の研究法

この部門は公民科教授要目には直接關係はないが、公民科教授の全體に通ずる理論の研究である。師範學校の卒業生や、現在直接教職に關係してゐる方々にはあまり困難ではないが、教育に關係のない學校を卒業された方は相當研究しなければならぬ部門である。從來の法制經濟科と異つて、公民科に於ては本部門と次項の公民道徳は問題の五分の二を占めてゐるのであるから、この二部門の研究を忽せにするならば、たとへ他の法律經濟方面の知識が如何に完全であつても合格を期することは困難であらう。

公民教育理論の參考書としては

木村 正義著 公民教育 富山房

を第一に擧げることが出来る。著者は前述の通り、前實業學務局長として中等

學校の公民科設置について盡力せられた方であるから、本書を熟讀することによつて公民科設置の精神が理解出来る筈である。殊に現在此の部門の擔當委員であるからこの書を読破することによつて本部門に於ける準備は大體八分通り完成する譯である。殊に公民の意義公民科の中心思想等は明確に把握することが出来ることと思ふ。けれども本書は大正十四年發行即ち中等學校に於ける公民科設置以前に補習學校の教授要目が制定された當時に著されたものであるから中等學校の公民科に關する敘述が無いのである。それであるから此點を他の書によつて補はなければならぬ。更に此の書が發行されてから、普通選舉法陪審法の實施されたこと等も公民教育上考慮を要する點である。

その點から此の書と併讀する必要あるものとしては

長倉 矯介著 公民科の眞精神と其の實際

目黒書店

原 房孝著

公民科教育の本質と其の教授法概説

目黒書店

がよいと思ふ。前著者は廣島高師、後著者は東京高師の教授で、共に毎年文部省主催の公民教育講習會に於て「公民科設置の趣旨と其の取扱方」を講述せられてゐる方であるから本書の中一冊を前の木村委員の公民教育と併讀すれば十分である。

之で公民教育理論の研究方法を大體述べたのであるが、私は念の爲に教案作製について述べて置きたい。修身科の文檢に於ては本試験に必ず教案作製問題が出題されることになつてゐる。公民科に於ても將來或は教案作製の問題が出されるやうなことがあるかも知れないと考へられる。公民科の教授は別に形式に捉はれる必要はないと思ふが、大體の規準を考へて置く必要はある。それで現在教職にある方には必要ないが、教育に關係のない方々の參考の爲に簡單にその形式を述べて置くことにする。

公民科教授案

教材 課題目

目的 教授の主眼點を述べる。

區分 第一時 教授事項(要目)

第二時 同

準備 圖表 プリント等

方法

第一時

一、豫備 (イ)前時の復習 等

(ロ)經驗發表

二、教授 (イ)目的指示

(ロ)教授要項 (簡單に説明)

三、整理 (イ)教科書の取扱

(ロ)教授事項の問答

(ハ)課題

練習問題

- 一、公民教育の意義目的を述べよ。
- 二、我が國に於ける公民教育運動の沿革を略述せよ。
- 三、公民教育の必要を論ずべし。
- 四、公民科設置の趣旨を問ふ。
- 五、公民教育と國民教育の關係を論ぜよ。
- 六、公民教育と道德教育の關係を論ず。
- 七、公民科と修身科との關係を論ず。
- 八、公民科と諸教科目との關係を述べよ。
- 九、公民科と法制經濟科の異同を問ふ。

- 一〇、公民科教授上留意すべき諸點を述べよ。
- 一一、公民科教授の方法に就て述べよ。
- 一二、公民科の中心思想を説明せよ。
- 一三、公民科の内容を説明せよ。
- 一四、公民科教材の地位、選擇排列につきて説明すべし。
- 一五、公民教育の機關につきて述べよ。
- 一六、公民訓練の意義を説明し、公民科教授との關係に説き及ぶべし。
- 一七、「市町村」に就きて教案を作製すべし。
- 一八、「世界と日本」の教案を作れ。
- 一九、「立憲政治」に就いて生徒に教授すべき内容を説明せよ。
- 二〇、公民科教師として具備すべき條件如何。
- 二一、公民科に於ける教科書運用につきて意見を述べよ。

二二、國民と公民との關係を問ふ。

四、公民倫理の研究方法

本科の各部門の中で、只今最も困難を感ぜられてゐるのが本部門であらうと考へられる。それは本部門の範圍が、明瞭でないことゝ、適當なる参考書を見出すことが出来ない爲である。或合格者の受験記によると、文檢公民科の倫理は倫理學、西洋倫理史、東洋倫理史、國民道德、實踐倫理、社會學等の部門を研究しなければならぬと書いてあるが一應はもつともなことである。殊に文部省の訓令にも、「修身と公民科とは各獨立の學科目となしたるも、兩科目は極めて密接なる關係あるものなるを以て修身を兼ね修めて之が知識の豊富なる教員をして公民科の教授に當らしむるは、極めて望ましきことに屬す」とあるのによつても、公民科受験者に此の方面の研究が必要であることは明かである。

然し前述の各部門は文檢修身科の研究範圍であるから、之と同じ範圍、同程度の研究が、公民科の準備にも要求せられるとなると、公民科一年通過等は夢にも期待することが出来ない。私は倫理學に關する徹底的なる研究は合格後の努力に待つことにして、短期合格の準備といふ見地から、公民科の倫理の研究方法を述べることにする。

公民科の倫理の研究は國民道德、實踐道德方面に主力を注がなければならぬ。殊に本科の性質から社會倫理即ち公民道德に對する徹底的の研究が必要である。之には公民道德に關する著書の適當なものはない只今では

友枝 高彦著 改訂中學修身(三四五卷) 富山房

か或は

友枝 高彦著 改訂師範修身(三四五卷) 富山房

の何れかよよからうと思ふ。内容は中學と師範との學校の性質上幾分異なる點も

あるが先づ大同小異である。著者は文檢修身科の試験委員として、實踐倫理を擔當してゐるが、社會倫理については實に造詣が深い。本書は教科書として編纂せられたものであるが、内容の充實してゐる點から、他の堂々たる参考書を讀むのとその効果は大差がない。文檢程度の答案を記述するには十二分のものであるといふことが出来る。従つて本書を徹底的に研究することは、本部門に於ける八分通りの準備を完成したことになる。

此の書の研究によつて大體の知識が準備出来たならば

深作 安文著 國民道德綱要 弘道館

に這入るとよい。本書は深作博士の著述中でも有名なる國民道德要義を教科書的に書通されたものである。本書の研究によつては國民道德の概要と日本倫理の一斑を知ることが出来る。以上二著を完全に研究してあれば本部門に對する準備は大體充分でないかと思はれる。こゝで注意する必要があるのは、國民道

徳綱要の末章に國家人格主義なる一章があるのであるが、之を徹底的に理解して置かねばならぬといふことである。この説は博士独自の學說であつて、後に擧げる實踐倫理要義にある社會人格主義と同一である。社會と個人の關係を明かにして、個人の人格完成と、社會完成とが一致せねばならぬことを説いてゐる。此の部門は之だけの研究で十分であるが、尙時間に餘裕があれば

深作 安文著 實踐倫理要義 ア テ ネ

を読んで置くことも必要である。本書は日本學術普及會から四六判で出版してゐたものを、改訂して出版されたものである。此の書で特に研究するのは社會倫理以下と社會人格主義でよからうと思ふ。

猶修身科の合格者であれば此の部門の研究は復習の程度で十分間に合ふと思ふが、全然この方面の研究を新しく始める人や、その素養に乏しい方は參考書を必要とすることがあると思ふから倫理研究の基礎的參考書を二三擧げて置く

ことにする。

萩原 擴著 倫理學綱要 寶文館
 中島 力造著 倫理學說十回講義 巖松堂
 宇野 哲人著 支那哲學史講話 大同館

之等は修身科受驗者の中心書であるが、あまり大部のものでないから、研究に困難といふ程のことはない。受驗には直接必要もないと思はれるが、合格後教壇に立つやうにでもなれば、此の位の知識は是非共持つてゐる必要がある。最後に未だ發刊されてはゐないが、近く發行されるものに

深作 安文著 公民倫理 モナス

がある。この書が發刊された曉には、本部門に適當な參考書のない今日、當然中心書となるのではないかと考へられる。内容は昭和九年の大日本學術協會主催の講習會に於ける講義の内容を敷衍増補されたものと思ふ。著者が試験委員

である所から一層期待する所は大きい。

練習問題

- 一、國家の要素として公民の意義を問ふ。
- 二、社會的正義について論ぜよ。
- 三、共存共榮の本義を説明せよ。
- 四、法律と道德との關係を説明せよ。
- 五、社會精神と個人精神の關係を問ふ。
- 六、文化の意義を説明し文化主義を批評せよ。
- 七、文化の發達と道德生活の關係を問ふ。
- 八、社會奉仕の意義を問ふ。
- 九、人格の意義を明かにし、人格と社會生活の關係を論ぜよ。
- 一〇、國家の重要意義を説明すべし。

- 一一、職業の社會的意義を説明すべし。
- 一二、自由と平等との關係を説明せよ。
- 一三、思想問題發生の原因を説明せよ。
- 一四、職業と道德との關係を問ふ。
- 一五、個人道德と社會道德の關係如何。
- 一六、文化生活と遵法の精神との關係を問ふ。
- 一七、自治生活と協同との關係を述べよ。
- 一八、經濟と道德との關係を論ず。
- 一九、思想問題の對策について論ぜよ。
- 二〇、社會生活上必要な徳目を説明せよ。

五、公法の研究方法

此の部門の内容は憲法と行政法が殆んど全部である。其の他の部分からの出題は法制經濟科時代から極めて稀で、出題されても所謂小問題の中に見受けられる位で、全問題を通じても十指に満たないであらう。従つて其の他の部分は全部省略しても差支へないと考へる。假りに出題されることがあつても、他の部門が完全に出て居りさへすれば、不合格の憂目を見ることは全然あるまい。一憲法行政法は高文に必須科目として課せられてゐる所から優秀な参考書が多い。従つて参考者が見當らないといふ心配はないが、適當なものを選択するとなると相當考慮を要する。高文の憲法行政法と公民科の夫とは内容に差異はないが、程度が異なる所から高文の参考書が直ちに公民科の参考書として適切といふことは出来ない。勿論公民科の合格者が高文の合格者と同一程度の知識を持つ必要がないといふのではなく、高文と同程度の研究を志すならば、短期合格等は困難であるといふ意味である。

憲法行政法を一冊によつて研究しやうとするならば

清水 澄著 帝國公法大意 清水書店

が最適のものであると思ふ。本書の内容は憲法行政法の根本理論を簡明に説述したもので、公法の専門書といふよりも公民教育の教科書と見た方が適切である。本書一冊を完全に研究すれば公法に關しては合格程度の答案を記述することが出来る實力が養成される筈である。叙述が非常に平易になされてあるから他の法律書のやうな固苦しい所がなく、樂な氣持で研究を進めて行くことが出来るのが本書の特長である。著者はいふまでもなく、公法の大家で嘗ては文檢法制經濟科、高文の檢定委員をつとめられ、行政裁判所長官を経て現在樞密顧問官の顯職にある方故、内容については心配する必要はない。之は六百頁位の稍大部のものであるから、使用上不便を感じる方は

清水 澄著 帝國公法大意(第一分冊) 清水 書店

清水 澄著 帝國公法大意(第二分冊) 清水書店
か或は

清水 澄著 帝國憲法大意 清水書店

清水 澄著 日本行政法大意 清水書店

によるがよからう。前者は公法大意を憲法篇行政法篇の二部に分冊したものであり、後者は別個のものとして著述され幾分公法大意より簡略にせられてゐるが先づ同程度同内容といつて差支へない。しかし之等の参考書は憲法及行政法の骨子を示されたものに過ぎないから、或部分に於ては他の参考書によつて補充研究して置かなければならない。この爲には憲法としては

美濃部達吉著 憲法撮要 有斐閣

がよいと思ふ。高文受験者の必讀書とせられてゐるが著者は所謂美濃部憲法の名によつて喧傳せられてゐる東大名譽教授、高文檢定委員である。本書は條理

整然として相當詳細に叙述せられてゐるが全部を通讀する必要はない。清水博士の憲法大意を基礎にして辭書代りに使用したらよからうと考へる。憲法はこの二冊を征服すれば完全であるが同様な参考書を念の爲に挙げれば

美濃部達吉著 逐條憲法精義 有斐閣

清水 澄著 逐條憲法精義 清水書店

金森徳次郎著 帝國憲法綱要 巖松堂

等であつて何れも高文の参考書として使用されてゐるのであるから立派な参考書である。

更に委員の著書として

野村 淳治著 憲法提要上 有斐閣

があるけれども未だ上巻だけしか發行されてゐないから中心書としては不適當であらう。

次に行政法の参考書としては

野村淳治著 行政法 日本評論社

を使用すると都合がよい。けれども本當は日本法學全集中八冊に亘つて講述されたものであるから手に入れるのに一寸面倒であらう。神田あたりの古本屋には之を一冊に製本したものが出てゐるから購入出来れば之によるとよい。之が手に這入らなければ

美濃部達吉著 行政法撮要(上下) 有斐閣

を使用するとよい。本書は數ある行政法参考書中の白眉であるといはれてゐるしかし上下二冊の大部なものであるから全巻を通讀することは困難であるから憲法と同様に清水博士の大意を中心書として使用し、部分的に對照して用ひたらよからうと思ふ。

練習問題

- 一、國家の本質を明かにすべし。
- 二、立憲政體の要件及効力を述べべし。
- 三、帝國憲法と國體との關係を説明せよ。
- 四、憲法、法律及命令の區別を説明すべし。
- 五、公法上の臣民の權利を略述せよ。
- 六、臣民國家に對する義務を述べべし。
- 七、天皇の大權作用を説明せよ。
- 八、帝國議會の目的と其の職務を説明すべし。
- 九、帝國議會の組織及權限を説明せよ。
- 一〇、國務大臣の地位及職責を論ずべし。
- 一一、國務大臣と帝國議會の關係を説明すべし。
- 一二、司法權獨立の意義を説明すべし。

- 一三、陪審制度を略述せよ。
- 一四、緊急勅令の意義及効力を説明すべし。
- 一五、憲法第八條及第七條の緊急勅令發布の要件を述べよ。
- 一六、條約及法律の意義を説明し其の關係を論ぜよ。
- 一七、法律と豫算との關係を論ず。
- 一八、帝國議會の豫算議定權を説明すべし。
- 一九、官吏の權利及義務を説明すべし。
- 二〇、各省大臣の性質及權限を説明せよ。
- 二一、自治の觀念を述べよ。
- 二二、行政官廳と自治國體との異同を説明せよ。
- 二三、市町村自治制度を略述すべし。
- 二四、公民の要件及權利義務を説明すべし。

- 二五、營造物の觀念を説明せよ。
- 二六、行政處分の性質及効力を説明せよ。
- 二七、行政行爲の概念を説明せよ。
- 二八、行政訴訟の目的及要件を述べよ。
- 二九、行政訴訟と行政訴訟の異同を論ず。
- 三〇、租税と手数料との異同如何。
- 三一、警察の意義及種類を説明すべし。
- 三二、國務大臣と各省大臣の關係を論ず。

六、私法の研究方法

此の部門は一般に見るならば民法商法の二部門に分れるのであるが先づ民法だけを研究すれば十分である。此の部門擔任の遊佐委員も「私の擔任は私法

であるから商法まで出題しても差支へないのであるが受験者は民法殊に總則、相續法、親族法を徹底的に研究して置く必要がある」と言つて居られるから此處ではその意味で民法の研究方法を述べることにする。

民法の入門書としては

遊佐 慶夫著 民法 大要 巖松堂

がよい。本書は單に試験委員の著書としてばかりでなく、その内容が總則、物權、債權、親族、相續等民法の各部門に亘つて簡明に説明せられてゐるから、初心者のは非共一讀する價值のあるものである。本書は普通教育用として著されたものであるから、叙述も平易で要點が明かにせられてゐるから、本書を徹底的に研究すれば完全に民法の骨子を理解することが出来ると思はれる。民法の研究は前述したやうに總則、親族法、相續法に主力を注がねばならないのであるが、物權法、債權法も試験に全然出題されないといふ譯ではないのである

から、大要程度の知識は充分に把握してゐなければならぬ。

民法大要は民法の骨子を述べたものであるから、更に他の参考書によつて補充する必要がある。之には

遊佐 慶夫著 民法 原理 有斐閣

がよからう。この書はやゝ大部であるが總則、物權、債權の三部を含んでゐるから一冊で間に逢はせることが出来るので都合がよい。この書も最初から通讀するといふよりは民法大要を徹底的に研究すれば其の重要事項を發見することが出来るから部分的に参照して研究を進めるといふ方法がよからうと思ふ。本書に於いても總則に力を注がなければならぬのであるが、物權、債權も口述試験に於て二回共相當詳細に試問せられてゐるから充分研究して置く必要はあらう。

次に親族法相續法の参考書としては

第三章 公民科各部門の研究方法的具體的叙述

穂積 重遠著 親族法大意 岩波書店
穂積 重遠著 相續法大意 岩波書店

の二冊を研究すれば十分である。二冊共に小部でしかも平易に叙述せられてゐるから、民法大意の研究によつて大體を會得して居れば理解するのに左程困難を感じない。

以上述べた四冊を徹底的に研究すれば本部門の知識は充分であるが、更に適當なものを挙げれば

穂積 重遠著 民法讀本 日本評論社
穂積 重遠著 民法總論 有斐閣
鳩山 和夫著 日本民法總論 岩波書店
末廣嚴太郎著 民法講話 岩波書店

等があるが本科の準備としては此處まで手を伸す必要はないと思ふ。

練習問題

- 一、行爲能力を説明し無能力者の意義を述べよ。
- 二、法律行爲の意義を述べ且成立要件につき説明すべし。
- 三、意思表示を説明し法律行爲との關係を述べよ。
- 四、民法上の物の意義を説明しその種類を挙げよ。
- 五、法人の意義を述べ且その性質種類を論ずべし。
- 六、法人の理事の性質及權限を説明せよ。
- 七、代理の性質を述べ代理人の權限を論ぜよ。
- 八、代理權の發生原因を説明すべし。
- 九、時効の意義及種類を略述すべし。
- 一〇、物權と債權の區別を説明せよ。
- 一一、債權發生の原因を説明せよ。